

令和5年度 随意契約理由書

番号	1
----	---

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 財産活用課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 7 2 (直通)
契 約 案 件 名	市有財産 (土地) 賃貸借
案 件 の 概 要	市有地を賃貸するもの(歳入)
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] [名 称] 分任支出負担行為担当官 九州農政局南部九州土地改良調査管理事務所
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本件については、平成7年から上記局の南部九州土地改良調査管理事務所用地として賃貸し続けているものであり、貸付地には、同局所有の庁舎、車庫等の建物が存在している。</p> <p>上記局は農業生産性の維持及び農業経営の安定を目指し、本市や水利者等との調整を行う機関である。上記局は事業計画策定のための調査や全体実施設計を一貫して行っており、これらの業務を遅滞なく進めるためには、現在と同じ場所に管理事務所を置くことが望ましい。</p> <p>以上の理由により、上記局と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月3日
契 約 金 額	6 6 2, 1 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	2
----	---

担 当 課	[部 課 等 名] ふるさと産業推進局 ふるさと産業推進局 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 9 3 (直 通)
契 約 案 件 名	「道の駅」都城NiQLL国土交通省財産区域管理運営業務委託
案 件 の 概 要	「道の駅」都城NiQLLのうち国土交通省財産区域に関し、管理運営等業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市都北町5225番地1 [名 称] 株式会社ココニクル都城
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>「道の駅」都城NiQLL（以下「NiQLL」という。）は、国土交通省が設置する休憩・情報提供施設、駐車場その他附属施設（以下「国施設」という。）及び発注者と受注者とが共同で設置する都城市物産振興拠点施設「道の駅」都城、駐車場その他附属施設（以下「地域振興施設」という。）で構成される。</p> <p>本業務は、国施設を地域振興施設と一体的かつ効率的な管理運営を前提として管理運営することにより、本市の新たなランドマークであるNiQLLが掲げる設置目的を適切に果たすことを目的とするものである。</p> <p>上記事業者は、本市が出資する株式会社として、地域振興施設の管理運営者であり（うち公の施設部分は指定管理者として指定を受けている。）、本市の意思を最も適切に反映しながら本事業に取り組むことのできる事業者は、上記事業者の他には無い。</p> <p>以上の理由により、上記事業者が本業務の目的に最も合致した履行が可能であると認められるため、同事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月3日
契 約 金 額	6, 8 3 2, 0 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	3
----	---

担 当 課	[部 課 等 名] 土木部 道路公園課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 7 5 (直通)
契 約 案 件 名	宮崎10号太郎坊地区市道拡幅工事委託
案 件 の 概 要	市道山野原・前目線の歩道整備工事を国土交通省と委託契約するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡県福岡市博多区博多駅2-10-7 [名 称] 国土交通省 九州地方整備局
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 国土交通省が整備中である都城道路都北IC（仮称）と接続する市道に関しては、事業主体が取付道路として改良工事を施工する予定である。このことから、市道山野原・前目線整備事業による歩道整備工事について、事業主体である国土交通省と随意契約を締結するものである。
契 約 締 結 日	令和5年4月3日
契 約 金 額	10,657,628円

令和5年度 随意契約理由書

番号	4
----	---

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 市民課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 5 - 2 1 2 8 (直通)								
契 約 案 件 名	都城市マイナンバーカード普及促進事業用 QUOカード								
案 件 の 概 要	マイナンバーカードを初めて取得した市民並びにカードを所持している転入者に交付するQUOカード（1人あたり5,000円）を3,000枚購入するもの。								
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都中央区日本橋本町2-4-1 日本橋本町東急ビル内 [名 称] 株式会社クオカード								
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 マイナンバーカードの普及を更に促進させることを目的とし、マイナンバーカードを初めて取得する市民にQUOカード交付する都城市マイナンバーカード普及促進事業を令和4年度から引き続き、本年度も継続して実施しているところである。 マイナンバーカード申請において、2月から3月にかけて申請が急増し、QUOカードを追加購入する必要が出てきた。 QUOカードは株式会社クオカードが発行するプリペイドカードであり、大量のQUOカードを一括で早急に調達する必要があるため、代理店では対応ができない。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。								
契 約 締 結 日	令和5年4月5日								
契 約 金 額	30,000,000円 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">総価契約</th> <th style="text-align: right; padding: 2px;">単価</th> <th style="text-align: right; padding: 2px;">予定数量</th> <th style="text-align: right; padding: 2px;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">QUOカードスタンダードQUOカード 5,000円券</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">5000円</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">6000枚</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">30,000,000</td> </tr> </tbody> </table>	総価契約	単価	予定数量	合計	QUOカードスタンダードQUOカード 5,000円券	5000円	6000枚	30,000,000
総価契約	単価	予定数量	合計						
QUOカードスタンダードQUOカード 5,000円券	5000円	6000枚	30,000,000						

令和5年度 随意契約理由書

番号	5
----	---

担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 健康課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 6 5 (直通)
契 約 案 件 名	AIを活用した特定健診及び大腸がん検診受診率向上対策事業
案 件 の 概 要	本業務は、人工知能とソーシャルマーケティングを活用し、特定健診及び大腸がん検診受診率向上を目的とするものである
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都品川区西五反田一丁目3番8号 [名 称] 株式会社キャンサーズキャン
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、特定健診及び大腸がん検診受診率向上を目的として、対象者の受診履歴やレセプトの有無、特定健診問診票から推測される大腸がんのリスク要因等のデータを活用し、受診勧奨すべき対象者や勧奨の最適な時期、対象者の受診心理に基づくグループ分けをAIが行い、対象者の特性に合わせたメッセージを選択し、受診勧奨を行うものである。</p> <p>上記事業者は、全国の自治体より委託を受け、事業展開している。全国約700を超える委託先自治体の膨大な受診履歴や受診対象者の問診票回答、レセプトデータ等のビッグデータをもとに人工知能を構築しており、人間やエクセル等では不可能なレベルでの解析を行うことが可能である。</p> <p>またソーシャルマーケティングの技法を活用し、受診対象者に同一の受診勧奨通知ではなく、より個々の特性に応じた受診勧奨通知を制作し、送り分けを行うことができる。</p> <p>特定健診及び大腸がん検診受診率向上事業へ注力する必要がある、保健事業を発展させていくにあたり、上記事業者が特許を有する人工知能及びソーシャルマーケティングを活用することが有用である。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月5日
契 約 金 額	6, 6 3 1, 3 5 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	6
----	---

担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 健康課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 6 5 (直通)
契 約 案 件 名	令和5年度 新型コロナワクチン追加接種対応に係るシステム改修業務委託
案 件 の 概 要	令和5年度 新型コロナワクチン追加接種対応に係るシステム改修業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市高千穂通一丁目6番38号 [名 称] 行政システム九州株式会社 宮崎支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本件は、新型コロナワクチン追加接種に対応するため「健康かるて」を改修する業務を委託するものである。</p> <p>当該システムは、上記事業者が導入したものであり、同事業者でなければ本業務の確実な履行を期待できない。仮に本業務を他の事業者へ委託した場合、行政事務に支障が出るおそれがあり、また、本業務の履行後にシステムに不具合が生じた場合の責任の所在も不明確となる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月5日
契 約 金 額	852,500円

令和5年度 随意契約理由書

番号	7
----	---

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 財産活用課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 7 2 (直通)
契 約 案 件 名	都城市公共施設等スマートロック予約システム構築・導入等業務委託
案 件 の 概 要	公共施設等の利用に関する手続（空き状況照会、利用予約、料金支払、鍵暗証番号払出し等）が、全てオンライン上で完結する公共施設等予約管理とスマートロック（電子錠）が連携したシステムを構築・導入する業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市広島二丁目5番16号 興亜宮崎ビル5F [名 称] 株式会社南日本情報処理センター宮崎支社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本件業務の履行に当たっては、技術の先進性、業務遂行能力、市民サービスの向上や行政効率化の実現可能性等を総合的に評価する必要があるため、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行った。</p> <p>令和5年1月20日に本プロポーザルの実施について公告し、募集を開始したところ、1者から応募があったことから、参加資格要件の審査を経て、提出された技術提案書に基づき、同年3月20日に選定委員会による評価・審査を実施した。</p> <p>評価・審査においては、公告時にあらかじめ公表していた評価項目及び評価基準に基づき、技術審査点及び価格審査点の算出・判定を行い、その結果、上記事業者を優先交渉者として選定した。</p> <p>このため、本プロポーザルにおいて優先交渉者となった上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月10日
契 約 金 額	20,060,700円

令和5年度 随意契約理由書

番号	8
----	---

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 財産活用課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 7 2 (直通)
契 約 案 件 名	本庁舎機密文書収集等業務委託
案 件 の 概 要	本庁舎から搬出される機密文書の収集運搬業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市花ヶ島町柳ノ丸499-1 [名 称] 有限会社ペーパーリサイクルシステム
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当
	<p>本業務は、本庁舎で発生する機密文書を回収、破砕処理後、紙資源のリサイクルを行う製紙工場への運搬を行うものである。機密文書の処理に当たっては、個人情報の取扱いについて適切な保護措置を必要とする。</p> <p>上記事業者は、Pマーク(個人情報保護マネジメントシステムがJISに適合している旨の認証)を付与された事業所であるとともに、24時間体制のセキュリティシステム完備施設で機密文書を破砕処理し、製紙工場への運搬まで一貫して行うことが可能な南九州で唯一の事業所である。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月12日
契 約 金 額	550,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	9
----	---

担 当 課	[部 課 等 名] ふるさと産業推進局 ふるさと産業推進局 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 9 3 (直 通)
契 約 案 件 名	市政PR広報業務
案 件 の 概 要	「道の駅」都城N i Q L Lが4月22日（土）にリニューアルオープンするに当たり、新聞紙面に市長挨拶、施設紹介、開館記念イベント情報及び市政PRを掲載し、県民に広くPRするもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市中原町39街区1号 [名 称] 株式会社都城宮日サービスセンター
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本件は、「道の駅」都城N i Q L Lが4月22日（土）にリニューアルオープンするに当たり、新聞紙面に市長挨拶、施設紹介、開館記念イベント情報及び市政PRを掲載するもの。 施設の特性上、市民を始め県民に広くPRするためには、県内で最大の発行部数を誇る宮崎日日新聞に紙面広告を掲載することが、最も効果的である。 宮崎日日新聞への広告掲載については、上記事業者が同新聞社広告代理店となっている。 以上の理由により、上記事業者と随意規約するものである。
契 約 締 結 日	令和5年4月12日
契 約 金 額	2, 4 2 0, 0 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	10
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] ふるさと産業推進局 ふるさと産業推進局 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 4 5 2 (直 通)												
契 約 案 件 名	業務委託契約書、ふるさと納税サービスの決済に関する契約												
案 件 の 概 要	ふるさと納税ポータルサイト（以下「ポータルサイト」という、）の一つである上記事業者が運営する「ふるさと納税百選」に本市ふるさと納税の申込フォームを開設するもの												
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都渋谷区恵比寿南一丁目15番1号 [名 称] 株式会社オールアバウトライフマーケティング												
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>ふるさと納税の手段は、全国的にポータルサイト経由が主流となっている状況（都城市の場合、9割以上）であるため、認知度が一定以上あり、効果的な広告宣伝等による集客及び効率的な寄付獲得を期待できる大手ポータルサイトに申込フォームを開設することが有効である。</p> <p>その点、大手ポータルサイトの一つである「ふるさと納税百選」は、申込可能自治体数が約82、寄付獲得に有効な返礼品の掲載数は約28,000点（2022年12月時点）となっている。</p> <p>また、dポイントクラブ会員（9,200万人）が寄付でdポイントを使用でき、寄付額に応じてdポイントが貯まる仕組みであり、本業務の目的に合致した履行を期待できる。</p> <p>上記の理由により、上記事業者と随意契約するものである</p>												
契 約 締 結 日	令和5年4月12日												
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">執行見込総額</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">1,500,000円</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">単価契約</td> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: right;">単価</td> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: right;">予定数量</td> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: right;">合計</td> </tr> <tr> <td>掲載手数料（寄附総額の10%）</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	執行見込総額	1,500,000円			単価契約	単価	予定数量	合計	掲載手数料（寄附総額の10%）	円		
執行見込総額	1,500,000円												
単価契約	単価	予定数量	合計										
掲載手数料（寄附総額の10%）	円												

令和5年度 随意契約理由書

番号	11
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 財産活用課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 7 2 (直通)
契 約 案 件 名	機構改革に伴う電話・コンセント・LAN配線修繕
案 件 の 概 要	機構改革に伴う電話・コンセント・LAN配線の修繕を行うもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市早鈴町1496番地 [名 称] 九州電通建設 株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本修繕の施工に当たっては、適切かつ確実な施工を行うことはもとより、改修後の機器に故障が生じた場合、行政事務の停滞を最小限に抑えるため速やかに復旧が図れるようにすることが重要である。この点、上記事業者は、本庁舎における電話回線の導入事業者であり、現在の保守事業者でもあるため、これらの回線に精通しており、確実な施工が可能である。</p> <p>また、仮に他の事業者が本修繕を施工した場合、導入事業者、保守事業者及び改修事業者が混在することになり、保守事業者である上記事業者は本修繕の内容の詳細を把握できないため、機器に故障が生じたときに速やかな対応が行えない。さらに、責任の所在も不明確となり、行政事務に多大な影響を来す可能性がある。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月14日
契 約 金 額	621,500円

令和5年度 随意契約理由書

番号	12
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 高城産業建設課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 5 8 - 2 3 1 0 (直通)
契 約 案 件 名	中池公園草刈及び清掃業務委託
案 件 の 概 要	中池公園の草刈り並びに駐車場、遊歩道及び便所の清掃に係る業務を委託するものである。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市高城町石山253番地 [名 称] 石山観音池公園協賛会
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>上記団体は、第9自治公民館を中心とした関係団体により組織された団体であり、当該公園の維持管理を上記団体に委託することにより、管理作業を通じて地域住民が積極的に当該公園に関わることができる。</p> <p>このことにより、地域での繋がりを深め、世代間の交流及び児童の社会学習の場としての機会となる事はもとより、当該公園の施設に異状があった際の連絡や要望等の本市への伝達が速やかになされるメリットがある。</p> <p>また、中池は農業用施設としてのため池の機能があり本来、上記団体の構成員であり受益者でもある地元住民が、引き続き管理を行うべきである。</p> <p>以上の理由により、本件は、地元施設である中池公園の維持管理を地元住民が主体となって行うという地域参加型維持管理運営の推進を目的とするものであり、契約の目的が競争に適さないため、上記団体と随意契約を行うものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月14日
契 約 金 額	916,740円

令和5年度 随意契約理由書

番号	13
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 財産活用課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 7 2 (直通)
契 約 案 件 名	市有財産 (土地) 売買契約 (都城市神之山町1844番7外6筆)
案 件 の 概 要	法定外公共物を用途廃止し普通財産となった市有地について、譲渡申請者へ売却するもの (歳入)
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 鹿児島市宇宿二丁目28番24号 [名 称] 南九州日野自動車株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本件土地は単独での活用が困難であり、隣接地と一体的に利用することで土地の有効活用が期待できる。 上記相手方は隣接地所有者であり、譲渡申請書の申請があったもの。 また、本件土地の売却について、申請者以外の隣接地所有者及び地元公民館からの同意を得ている。 以上の理由により、上記相手方と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和5年4月17日
契 約 金 額	3, 3 6 5, 0 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	14
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 スポーツ政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 6 (直通)
契 約 案 件 名	みやこんじょジュニアトップアスリート事業委託
案 件 の 概 要	令和9年度宮崎国民スポーツ大会（以下「国スポ」という）及び各種国際大会並びに国内トップレベルの大会で活躍できるトップアスリートを目指すことのできるジュニア選手の発掘、育成、競技力向上等を行い、また、同時にジュニア育成に携わる指導者の育成及び指導力の向上を図る業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市早水町3867番地 [名 称] 一般財団法人都城市スポーツ協会
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本事業は、国スポに向けた競技力向上を目的に、上記協会に加盟する競技団体の種目を対象として実施するものである。 事業を主体的に実施することとなる競技団体との十分な調整・連携を図るには、競技団体を統括し、これまで指導者育成事業及び種目普及育成事業を実施している上記協会が、本事業と既存事業との整合を図る必要がある。 また、上記協会に委託することにより、県及び県スポーツ協会が実施する他事業との連携が図られ、より高い効果が期待できる。 以上の理由により、上記協会と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和5年4月18日
契 約 金 額	7, 6 2 4, 6 8 5 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	15
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 スポーツ政策課 [電話番号] 0986-23-9540 (直通)
契 約 案 件 名	スポーツスタート応援事業委託
案 件 の 概 要	子どものスポーツ離れや、スポーツをする子としない子の二極化が問題となる中、身近なスポーツに「親しみ」、「体験する」ことで、ゴールデンエイジの子どもが、スポーツに対する関心を高め、継続的にスポーツに関わりを持ち続けることを目指し、また、同時にスポーツをする人口の拡大を図る業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所在地] 都城市早水町3867番地 [名称] 一般財団法人都城市スポーツ協会
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本事業は、ゴールデンエイジの子どもがスポーツに対する関心と、スポーツに関わりを持ち続けることを目的に、上記協会に加盟する競技団体の種目を対象として実施するものである。</p> <p>本事業を進めるためには、事業を主体的に実施することとなる競技団体との十分な調整・連携を図る必要がある。</p> <p>この点、上記協会は、競技団体を統括し、これまで「親と子のスポーツ教室」及び「みやこんじょジュニアトップアスリート事業」を実施しており、本事業と既存事業の整合を図ることが可能である。</p> <p>また、上記協会に委託することにより、県及び県スポーツ協会が実施するスポーツイベント・事業との連携が図られ、より高い効果を期待できる。</p> <p>以上の理由により、上記協会と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月19日
契 約 金 額	691,690円

令和5年度 随意契約理由書

番号	16
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 土木部 都市計画課 [電 話 番 号] 0986-23-2090 (直通)												
契 約 案 件 名	令和5年度都城志布志道路整備・活用促進大会新聞広告業務												
案 件 の 概 要	<p>令和5年5月13日(土)に都城総合文化ホールで開催される都城志布志道路整備・活用促進大会の広報を新聞紙面に掲載する業務を依頼するもの。</p> <p>① 事前告知(令和5年5月6日 掲載予定) ・サイズ 半5段モノクロ</p> <p>② 記事体広告(令和5年5月20日 掲載予定) ・サイズ 全15段モノクロ</p>												
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市中原町39街区1号 [名 称] 株式会社 都城宮日サービスセンター												
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>宮崎県内で宮崎日日新聞が発行部数で他の新聞を上回っており、最も効果的な広報が可能であるため、宮崎日日新聞社広告代理店である上記事業者と随意契約するもの。</p> <p>各新聞社の県内販売部数(令和5年4月現在)</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 10%;">1. 宮崎日日新聞</td> <td style="width: 10%;">196,</td> <td style="width: 10%;">938部</td> </tr> <tr> <td>2. 朝日新聞</td> <td>5,</td> <td>000部</td> </tr> <tr> <td>3. 毎日新聞</td> <td>13,</td> <td>071部</td> </tr> <tr> <td>4. 日本経済新聞</td> <td>5,</td> <td>960部</td> </tr> </table>	1. 宮崎日日新聞	196,	938部	2. 朝日新聞	5,	000部	3. 毎日新聞	13,	071部	4. 日本経済新聞	5,	960部
1. 宮崎日日新聞	196,	938部											
2. 朝日新聞	5,	000部											
3. 毎日新聞	13,	071部											
4. 日本経済新聞	5,	960部											
契 約 締 結 日	令和5年4月19日												
契 約 金 額	1,636,250円												

令和5年度 随意契約理由書

番号	17
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 総務課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 1 7 (直 通)
契 約 案 件 名	不当要求等対応研修業務委託
案 件 の 概 要	不当要求等行為等への具体的な対応ステップを学ぶとともに、ロールプレイ形式での組織的対応の体得を目的として行う研修業務を委託するもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 神奈川県小田原市国府津三丁目8番10-201号 [名 称] 結エデュケーション株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本研修は、副課長級以下職員を対象に、自治体サービスの本質を考えながら、一般的な顧客主義的対応から不当要求等対応への切替え判断や対応ステップを学ぶとともに、ロールプレイ形式での組織的対応の体得やクレーム現場の体感を目的に行うものである。</p> <p>研修の履行に当たっては、講師及び研修メニューにより研修効果が大きく左右されるため、豊富な経験とノウハウを持つ講師が望ましい。</p> <p>この点、上記事業者は、全国の地方公共団体での人材教育研修実績が豊富であり、本市においても令和2年度に実施した本研修の前身に当たるクレーム対応セミナーや令和4年度不当要求等対応研修を受託し、高い評価を受けた実績がある。</p> <p>なお、令和6年度までに全対象職員が本研修を受講する予定としており、全ての部署が足並みを揃えて不当要求等対策を講じていくためには、類同する知識や実技を習得できることが望ましい。</p> <p>そのため、不当要求等対応研修に関して一貫性のある業務を提供できる事業者は上記事業者に限られる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月20日
契 約 金 額	2, 1 8 3, 5 2 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	18
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 議会事務局 議会事務局 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 7 8 6 9 (直通)
契 約 案 件 名	都城市議会改革アドバイザー業務委託
案 件 の 概 要	議会改革に係る議長諮問事項「政策立案・提言能力の向上を目的とした政策形成に関するガイドラインの作成」について、外部の専門的知見の導入によって、実効性の高いガイドラインを作成し、その後、政策形成サイクルを実践していくことを最大の目的とし、議会改革全般を継続的に進めていくための支援を行う専門事業者へアドバイザー業務を委託するもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都新宿区早稲田鶴巻町517-1 ドラード早稲田402 [名 称] 一般社団法人 地域経営推進センター
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、地方議会に関する豊富な知識とデータを基に、議会改革全般、特に、議会による政策形成（立案・提言）及び事業評価の仕組みの構築に関するアドバイスや提言、研修等を複合的に行う伴走支援の実施が必要であり、その内容により効果が大きく左右されるため、性質上、価格のみの競争入札に適さない。</p> <p>この点、上記事業者は、議会改革支援を専門としており、これまでも数多くの議会への支援実績を持っている。</p> <p>なお、支援を受けた議会においては実際に改革が進み、議会への積極的な住民参画と議員間討議の充実による地域課題解決のサイクルを確立し、実効性の高い政策形成が行われており、議会改革度調査においても軒並み上位にランクインしている。</p> <p>このことから、上記事業者へ委託することにより、本業務の目的に最も合致した履行が期待でき、最大限の効果が発揮できると考えられる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約をするものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月20日
契 約 金 額	990,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	19
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 高城地域生活課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 5 8 - 2 3 1 1 (直通)
契 約 案 件 名	市有財産 (土地) 売買契約
案 件 の 概 要	法定外公共物を用途廃止し普通財産となった市有地について、譲渡申請者へ売却するもの (歳入)
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市高城町穂満坊 4 5 7 番地 1 [名 称] 医療法人吉誠会
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本件土地は単独での活用が困難であり、隣接地と一体的に利用することで土地の有効利用が期待できる。また、本件土地の売却について、申請者以外の隣接地所有者及び地元公民館からの同意を得ている。 以上の理由により、上記相手方と契約するものである。
契 約 締 結 日	令和5年4月21日
契 約 金 額	389,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	20
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 高城地域生活課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 5 8 - 2 3 1 1 (直通)
契 約 案 件 名	市有財産（土地）売買契約
案 件 の 概 要	法定外公共物を用途廃止し普通財産となった市有地について、譲渡申請者へ売却するもの（歳入）
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市高城町高城2867番地 [名 称] 有限会社キッコウ会
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本件土地は単独での活用が困難であり、隣接地と一体的に利用することで土地の有効利用が期待できる。また、本件土地の売却について、申請者以外の隣接地所有者及び地元公民館からの同意を得ている。 以上の理由により、上記相手方と契約するものである。
契 約 締 結 日	令和5年4月21日
契 約 金 額	311,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号 21

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 山田産業建設課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 6 4 - 1 1 1 3 (直通)
契 約 案 件 名	鐘突橋護岸修繕
案 件 の 概 要	鐘突橋の護岸が浸食されているため、修繕を行うもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市山田町山田8763番地3 [名 称] 有限会社 田ノ上建設
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>市道古江・鐘突線に架かる鐘突橋の護岸が浸食されていることが判明し、令和4年度中に浸食防止の応急対応を行った。</p> <p>応急対応後に、あらためて本復旧としての護岸の空洞の修繕方法を検討した結果、コンクリートの充填方法を決定したが、河川内工事のため、梅雨前の渇水期の期間で復旧を完成させる必要がある。</p> <p>このままでは、降雨時に護岸の浸食が進行し、崩壊するおそれがあり、橋梁が通行不能になる可能性があるため、緊急に修繕する必要がある。</p> <p>上記業者は、当該護岸の応急修繕を行っていることから、現場条件・状況を熟知しており迅速かつ確実な工事着手及び履行が期待できる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約をするものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月21日
契 約 金 額	2, 5 1 9, 0 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	22
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 健康課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 6 5 (直通)
契 約 案 件 名	都城市食生活(低栄養)改善講習会活動事業委託
案 件 の 概 要	市民の食生活改善及び健康維持(生活習慣病予防)を目的として、主に65歳以上の者を対象に、調理実習を含む地区別講習会、各種リーフレットの配布、市が行う健(検)診の受診勧奨や健康づくり等の普及活動を行うもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市姫城町6街区21号 [名 称] 都城市食生活改善推進員連絡協議会
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、市民の食生活改善及び健康維持(低栄養予防)を目的として、主に65歳以上の者を対象に、健康づくり食生活改善講習会活動及び健康づくりに関する知識の普及活動を行うものであり、実施に当たり、上記協議会に委託するものである。</p> <p>上記協議会は、都城市食生活改善推進員設置規程(平成18年訓令第75号)に基づき、食生活改善を主とした市民の健康づくり運動の推進を図るために、市が委嘱した都城市食生活改善推進員(以下「推進員」という。)が所属する団体である。</p> <p>市民の健康づくり運動の推進の目的を理解し、十分な知識・経験を積み、地域に根ざした活動を実施可能な機関は上記協議会以外に無いため、同協議会との随意契約とするものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月21日
契 約 金 額	977,850円

令和5年度 随意契約理由書

番号	23
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 健康課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 6 5 (直通)
契 約 案 件 名	都城市食生活改善講習会活動事業委託契約書
案 件 の 概 要	市民の食生活改善及び健康維持（生活習慣病予防）を目的として、主に65歳未満の者を対象に、健康づくり食生活改善講習会活動及び健康づくりに関する知識の普及活動を行うもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市姫城町6街区21号 [名 称] 都城市食生活改善推進員連絡協議会
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、市民の食生活改善及び健康維持（生活習慣病予防）を目的として、主に65歳未満の者を対象に、健康づくり食生活改善講習会活動及び健康づくりに関する知識の普及活動を行うものであり、実施に当たり、上記協議会に委託するものである。</p> <p>上記協議会は、都城市食生活改善推進員設置規程（平成18年訓令第75号）に基づき、食生活改善を主とした市民の健康づくり運動の推進を図るために、市が委嘱した都城市食生活改善推進員（以下「推進員」という。）が所属する団体である。</p> <p>市民の健康づくり運動の推進目的を理解し、十分な知識・経験を積み、地域に根ざした活動を実施可能な機関は上記協議会以外に無いため、同協議会との随意契約とするものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月21日
契 約 金 額	653,960円

令和5年度 随意契約理由書

番号	24
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] ふるさと産業推進局 ふるさと産業推進局 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 9 3 (直通)
契 約 案 件 名	物産振興拠点施設整備事業 屋内外表示看板設置等業務委託
案 件 の 概 要	本業務は、現在整備を進めている物産振興拠点施設「道の駅」都城において、施設内及び施設外のサインについてのデザイン及び看板設置業務を委託するもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市上長飯町5427番地1 [名 称] 大淀開発株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、現在整備を進めている物産振興拠点施設「道の駅」都城（以下「新道の駅」という。）において、施設内及び施設外のサインについてのデザイン及び看板等を追加設置する業務である。</p> <p>新道の駅の整備に当たっては、他の類似施設と差別化を図り、高い集客力及び収益性を有する施設とするため、拠点施設の整備基本計画の検討段階から、物産振興プロジェクトマネージャー（以下「PM」という。）のアイデアや意見を踏まえ、施設全体のコンセプトやデザイン、空間演出、施設利用者の案内方法等の検討を行ってきたところである。</p> <p>本業務の履行に当たっては、これまでPMと積み上げてきた新道の駅のコンセプトやデザイン、空間演出等と調和のとれたサイン及び装飾を実施する必要があるが、上記事業者は、新道の駅のサイン等の整備を含む建築工事の受注者であり、PMとの綿密な協議を踏まえ、一貫して製作した実績を有しており、PMのコンセプトやデザインに対する考え方を正確に理解しているため、新道の駅の空間デザインと調和のとれた施設内外のサイン設置が、適切かつ円滑に実施することが期待できる。</p> <p>また、上記事業者は、先述した建築主体工事においてサインピクトのデータを製作し保有する事業者であること及び同一敷地内の旧道の駅の解体工事を受注し、現在、整備中であることから、経費面及び管理面での負担軽減も期待できる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月21日
契 約 金 額	1, 5 4 0, 0 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	25
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 スポーツ政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 6 (直通)
契 約 案 件 名	高城運動公園仮設電気設備賃貸借
案 件 の 概 要	高城運動公園の高電圧ケーブル損傷による停電に係る復旧までの期間、仮設電気設備をレンタルするもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市都北町5387 [名 称] 稲尾リース株式会社都城営業所
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当</p> <p>高城運動公園内の高電圧ケーブル損傷により、現在、屋内競技場以外の照明等、電気設備は使用不可となっており、電気を必要とする利用や夜間等の利用については、全てキャンセルや会場の変更を行っている。電気復旧には、高電圧ケーブルの取替工事が必要であり、復旧まで時間を要す見込みである。</p> <p>施設の管理業務、利用者からの問い合わせ等に対応するクラブハウス等においても停電により業務が停止しており、早急に管理運営機能を復旧させる必要がある。</p> <p>以上の理由により、確実かつ早急な対応が可能であるとの確認が取れた上記業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月21日
契 約 金 額	430,980円

令和5年度 随意契約理由書

番号	26
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 総務課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 7 1 8 3 (直 通)												
契 約 案 件 名	シニアドライバー持続化支援事業に係る実車訓練業務委託												
案 件 の 概 要	高齢運転者による交通事故を削減するとともに運転寿命を延伸することを目的とした事業における実車訓練の委託												
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市都北町7333番地 [名 称] 株式会社みゆき学園 警友自動車学校												
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、高齢者の交通事故防止と運転寿命の延伸を目的として平成31年度に市内自動車学校その他関係機関・団体との間で締結した協定に基づき実施するものである。 技能検定員を有する自動車学校は市内に3校存在するが、本協定に調印した学校は2校に留まったため、本業務はその2校に委託することとし、それぞれ随意契約をするものである。												
契 約 締 結 日	令和5年4月24日												
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">執行見込総額</td> <td style="text-align: right;">1, 155, 000円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">単価契約</td> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: right;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">単価</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">予定数量</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">合計</td> </tr> <tr> <td>実車訓練1回当たり</td> <td style="text-align: center;">6600円</td> <td style="text-align: center;">175回</td> <td style="text-align: right;">1,155,000</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	執行見込総額	1, 155, 000円	単価契約	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">単価</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">予定数量</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">合計</td> </tr> <tr> <td>実車訓練1回当たり</td> <td style="text-align: center;">6600円</td> <td style="text-align: center;">175回</td> <td style="text-align: right;">1,155,000</td> </tr> </table>		単価	予定数量	合計	実車訓練1回当たり	6600円	175回	1,155,000
執行見込総額	1, 155, 000円												
単価契約	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">単価</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">予定数量</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">合計</td> </tr> <tr> <td>実車訓練1回当たり</td> <td style="text-align: center;">6600円</td> <td style="text-align: center;">175回</td> <td style="text-align: right;">1,155,000</td> </tr> </table>		単価	予定数量	合計	実車訓練1回当たり	6600円	175回	1,155,000				
	単価	予定数量	合計										
実車訓練1回当たり	6600円	175回	1,155,000										

令和5年度 随意契約理由書

番号	27
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 総務課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 7 1 8 3 (直通)														
契 約 案 件 名	シニアドライバー持続化支援事業に係る実車訓練業務委託														
案 件 の 概 要	高齢運転者による交通事故を削減するとともに運転寿命を延伸することを目的とした事業における実車訓練の委託														
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市五十町4540番地3 [名 称] 株式会社みゆき学園 ナカムラ自動車学校														
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、高齢者の交通事故防止と運転寿命の延伸を目的として平成31年度に市内自動車学校その他関係機関・団体との間で締結した協定に基づき実施するものである。</p> <p>技能検定員を有する自動車学校は市内に3校存在するが、本協定に調印した学校は2校に留まったため、本業務はその2校に委託することとし、それぞれ随意契約をするものである。</p>														
契 約 締 結 日	令和5年4月24日														
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">執行見込総額</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">1, 1 5 5, 0 0 0 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>単価契約</td> <td style="text-align: center;">単価</td> <td style="text-align: center;">予定数量</td> <td style="text-align: right;">合計</td> </tr> <tr> <td>実車訓練1回当たり</td> <td style="text-align: center;">6600 円</td> <td style="text-align: center;">1 7 5 回</td> <td style="text-align: right;">1, 155, 000</td> </tr> </table>			執行見込総額	1, 1 5 5, 0 0 0 円			単価契約	単価	予定数量	合計	実車訓練1回当たり	6600 円	1 7 5 回	1, 155, 000
執行見込総額	1, 1 5 5, 0 0 0 円														
単価契約	単価	予定数量	合計												
実車訓練1回当たり	6600 円	1 7 5 回	1, 155, 000												

令和5年度 随意契約理由書

番号	28
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 商工政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 9 8 3 (直 通)
契 約 案 件 名	都城市地域プロジェクトマネージャー募集委託
案 件 の 概 要	地域プロジェクトマネージャーを募集するにあたり、事前の説明会や研修、募集の周知に係る部分において業務委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 静岡県富士市吉原2-11-8 [名 称] 一般社団法人 全国タウンマネージャー協会
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務の履行に当たっては、現タウンマネージャーの後継者となる、地域プロジェクトマネージャーを全国公募し、その中で実施する、周知活動や事前の説明会、研修会を（一社）全国タウンマネージャー協会に委託するものである。</p> <p>本協会は、全国で活動、実績を収めているタウンマネージャーが多数在籍しており、また、タウンマネージャー間における多様なネットワークも構築している、国内唯一の団体である。</p> <p>今回の募集は、ニッチな業界に募集をかけることになる為、一般的な人材紹介サービスを活用しても、人が集まる保証がない。その点、本団体は他の自治体において、強みを活かした募集実績を上げていることから、期待することができる。</p> <p>その他、事前の説明会や研修においても、多くの経験とノウハウがあることから、一連の業務を着実に遂行できる能力がある。</p> <p>以上の理由により、上記協会と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月24日
契 約 金 額	715,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	29
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総合政策部 総合政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 7 1 6 1 (直通)
契 約 案 件 名	都城市市政活性化アドバイザー業務委託
案 件 の 概 要	外部からの視点によって、本市の隠れた魅力を見出すとともに、アドバイザーから先進事例に関する情報提供や助言を頂きながら、施策立案機能の強化や効果的な事業の実施を図るため、物産・観光の振興をはじめとする対外的なPRの推進、各種基本計画等の策定及び人口減少対策等の知識やノウハウを有する専門事業者にアドバイザー業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都千代田区平河町二丁目7番9号 [名 称] 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務の発注に当たっては、関連業務の実績に基づく専門的知識及びノウハウを踏まえたアドバイスや提言等、高い企画力・提案力が必要であるため、公募型プロポーザル方式による業者選定によって、平成26年度に上記事業者と業務委託契約を締結し、平成27年度以降についても、引き続き同事業者と業務委託契約を締結している。</p> <p>本業務は、施策立案機能の強化及び効果的な事業推進を目的にしており、スピーディな対応、的確なアドバイスや提言等によって、ふるさと納税やPR戦略、工業団地整備等、様々な分野で成果を挙げたところである。</p> <p>一方、平成26年度以降重点的に取り組んできたPR戦略及び物産・観光の振興に係る分野については、市の方針として、令和5年度も継続して推進していくこととなったところである。</p> <p>このため、本業務については、令和4年度の施策の展開を踏まえて遂行していくことが求められるため、令和4年度の業務を受託した上記事業者でなければ、適切かつ確実な履行が期待できない。</p> <p>以上の理由により、同事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月26日
契 約 金 額	9,900,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	30
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 フィロソフィ推進課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 7 1 6 3 (直通)
契 約 案 件 名	管理者研修 (パワーアップ) 業務委託
案 件 の 概 要	新任主幹となった職員を対象に、組織や事業のマネジメント活動を理解し、組織や部下の効果的なマネジメント能力を習得するために行う研修業務を委託するもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都江東区新木場1丁目18番11号 [名 称] 株式会社 行政マネジメント研究所
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本研修は、新任主幹となった職員を対象とした「マネジメント能力向上研修」で、組織や部下の効果的なマネジメント能力を習得するために行う研修業務を委託するものである。</p> <p>研修は、講師及び内容により研修効果が左右される。本市が求める経営戦略能力向上を目指した目標重視型の企画能力の習得、経営戦略の効果的な導入、効率の良い効果目標の達成能力を習得するためには、本市が独自に定める人材育成基本方針に沿った研修でなければならない。</p> <p>この点、上記事業者の行う研修は、市の方針に沿った内容であり、また、民間企業や全国の地方公共団体での研修実績が豊富であり、公益財団法人宮崎縣市町村振興協会において研修を行った実績がある。</p> <p>このことから、上記事業者に業務委託することにより、本件の研修目的に最も合致した履行が期待でき、研修の効果が発揮できると考えられる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月26日
契 約 金 額	424,660円

令和5年度 随意契約理由書

番号	31
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 介護保険課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 8 5 (直 通)
契 約 案 件 名	I o T 機 器 を 活 用 し た ケ ア マ ネ ジ メ ン ト 向 上 支 援 事 業 委 託
案 件 の 概 要	要介護高齢者の在宅生活状況をIoT機器を活用したモニタリングデータを分析し、根拠のあるケアをデータに基づいてマネジメントすることでケアマネジメントの質向上を支援するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 大 阪 府 門 真 市 大 字 門 真 1 0 0 6 番 地 [名 称] パナソニックホールディングス株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本市は、令和元年度から、パナソニック株式会社・宮崎県介護支援専門員協会都城・北諸県支部・都城市北諸県郡医師会と協定書を締結し、IoTやAIなどのデジタル技術を用いたケアマネジメント（以下、「デジタル・ケアマネジメント」という。）ツールの共同開発を進めてきた。デジタル・ケアマネジメントは、IoT機器を活用し高齢者の生活実態を把握、データを分析し、根拠のあるケアをデータに基づいてマネジメントできるよう支援する事業である。</p> <p>本事業では、在宅で生活する高齢者の介護予防・重度化防止へとつながるケアマネジメントが実施できるよう、デジタル・ケアマネジメントを活用して、ケアマネジメントの質向上に資する支援を実施することを目的としている。</p> <p>本事業の実施にあたっては、これまで共同開発を行ってきた機器及びツールを利用しなければ、適切かつ確実な業務の履行が望めない。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令 和 5 年 4 月 2 7 日
契 約 金 額	2, 7 5 0, 0 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	32
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 商工政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 9 8 3 (直 通)
契 約 案 件 名	都城市プレミアム付スマイル商品券 (第 4 弾) 事業に伴う取扱店舗 (各商工会管内) 登録業務委託
案 件 の 概 要	都城市プレミアム付スマイル商品券を取り扱える店舗の登録業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市高城町穂満坊 3 0 6 番地 [名 称] 都北商工会連絡協議会
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により影響を受けている地域経済活動の回復を図るとともに、市民の家計と地元商店や飲食店等を応援するため、都城市プレミアム付スマイル商品券 (第 4 弾) (以下「商品券」という。) を発行するにあたり、商品券を取り扱うことのできる店舗を募集し、登録するものである。</p> <p>商品券を広く利用してもらうためには、多数の取扱店舗を確保する必要があるが、上記事業者は、市内商工業事業者に多くの会員を有し、幅広く周知を行うことができるとともに、会員の業種、業態にも精通しておりの確な登録業務を実施できる。</p> <p>また、上記事業者は、これまでにふるさと応援券やプレミアム付スマイル商品券及びプレミアム付スマイル商品券 (第 2 弾、第 3 弾) でも実績があり、適切かつ確実に業務を行っている。</p> <p>以上の理由により、本業務の的確かつ確実な履行が可能である上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和 5 年 4 月 2 7 日
契 約 金 額	5, 2 8 0, 0 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	33
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 商工政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 9 8 3 (直 通)
契 約 案 件 名	都城市プレミアム付スマイル商品券 (第 4 弾) 事業に伴う取扱店舗登録業務委託
案 件 の 概 要	都城市プレミアム付スマイル商品券を取り扱える店舗の登録業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市中町17街区2号 TERRASTA2F [名 称] 都城商工会議所
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により影響を受けている地域経済活動の回復を図るとともに、市民の家計と地元商店や飲食店等を応援するため、都城市プレミアム付スマイル商品券 (第 4 弾) (以下「商品券」という。) を発行するにあたり、商品券を取り扱うことができる店舗を募集し、登録するものである。</p> <p>商品券を広く利用してもらうためには、多数の取扱店舗を確保する必要があるが、上記事業者は、市内商工業事業者に多くの会員を有し、幅広く周知を行うことができるとともに、会員の業種、業態にも精通しておりの確な登録業務を実施できる。</p> <p>また、上記事業者は、これまでにふるさと応援券やプレミアム付スマイル商品券及びプレミアム付スマイル商品券 (第 2 弾、第 3 弾) でも実績があり、適切かつ確実に業務を行っている。</p> <p>以上の理由により、本業務の的確かつ確実な履行が可能である上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月27日
契 約 金 額	1, 4 6 5, 8 9 6 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	34
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総合政策部 財政課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 1 3 (直通)
契 約 案 件 名	地方公会計財務書類作成支援業務委託
案 件 の 概 要	令和4年度決算分の財務諸表の作成及び固定資産台帳の更新などに対する支援、公会計システムの保守を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 佐賀県佐賀市木原二丁目6番5号 [名 称] 税理士法人 諸井会計
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本件は、令和4年度決算分の財務諸表の作成、固定資産台帳整備の更新などを委託するものである。</p> <p>本業務に関連し、平成28年度に地方公会計制度構築業務委託（以下「構築業務委託」という。）が完了している。</p> <p>業務の履行に当たっては、地方公会計の専門知識を有することはもとより、本市の固定資産台帳の内容を十分に理解していることが必要不可欠である。</p> <p>この点、上記事業者は、プロポーザルによる構築業務委託の受注事業者であり、財務諸表の作成及び運用開始時の固定資産台帳整備を行っているため、本市の固定資産台帳の内容に精通している。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月28日
契 約 金 額	4, 2 0 0, 3 5 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	35
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 福祉部 障がい福祉課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 9 8 0 (直通)
契 約 案 件 名	第5期都城市障がい者計画、第7期都城市障がい福祉計画及び第3期都城市障がい児福祉計画策定に係るニーズ調査及び計画策定業務委託
案 件 の 概 要	障害者基本法第11条第3項に規定される障害者計画と障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条、児童福祉法第33条の20に規定されている障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定業務を委託するもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 熊本県熊本市東区健軍四丁目13番2号 [名 称] 株式会社九州みらい研究所
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>今回、上記計画の策定業務実施に当たり、今期各計画の成果等の分析、次期各計画策定に係る障がい者とその家族等に対するニーズ調査の実施、及び国等の最新動向に係る情報収集等、高度な分析力、企画力、進捗管理能力が必要とされるため、市の競争入札参加資格者名簿掲載者の中から、計画策定業務に係る実績等を勘案し、十分な履行能力を有する事業者を対象に指名型プロポーザル方式にて実施事業者を選定することとした。</p> <p>プロポーザル実施に当たっては、令和5年3月13日に実施通知を6者に行い、2者が参加表明。その後、あらかじめ規定された評価項目に基づき企画審査及び価格審査を令和5年3月29日に行った。その結果、上記事業者を優先交渉者として選定した。</p> <p>以上の理由により、本プロポーザルの優先交渉者である上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月28日
契 約 金 額	4, 1 1 4, 0 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	36
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 農政部 農産園芸課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 4 2 5 (直通)
契 約 案 件 名	畑地かんがいモデル実証圃設置業務委託
案 件 の 概 要	畑地かんがい営農の普及・啓発の拠点となるモデル実証圃を設置し、かん水効果の確認及び畑地かんがいをういた栽培・経営技術の確立を図り、畑地かんがい事業の十分な効果発現に寄与することを目的とする業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎県都城市高木町6 4 6 4 番地 [名 称] 宮崎県北諸県地区営農振興協議会
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>畑地かんがいモデル実証圃の設置には、業務の内容上、専門的な知識が必要となる。</p> <p>また、受益者である農家の協力が不可欠なことから、本業務の受注者には、農家との深いつながりを有していることが条件となる。</p> <p>さらに、この実証圃の設置は、畑地かんがい事業の普及・推進及び事業完了地区での水利用の促進を目的としており、公共・公益性が非常に高い。</p> <p>以上の理由により上記の条件を満たす受注者として、地域の野菜・花き・果樹の生産振興及び農家経営の安定向上を目的とした公的組織である上記団体以外に適した団体がないため、同団体と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月28日
契 約 金 額	526,900円

令和5年度 随意契約理由書

番号 37

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 1 5 (直 通)
契 約 案 件 名	くまそ広場排水路周辺法面修繕
案 件 の 概 要	くまそ広場排水路周辺の法面修繕
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市庄内町7373番地1 [名 称] 有限会社 日翔建設
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、母智丘公園くまそ広場排水路周辺の法面修繕を行うものである。</p> <p>当該箇所については、くまそ広場の施設排水路が埋設してある箇所 で、これまでの風雨等によって、水路脇の山林の法面崩壊により埋設 された排水路パイプがむき出しになっている。</p> <p>現在のところ排水路の破損はないものの、地表水による更なる法面崩 壊で排水路の破損の恐れがあるため、雨期に入る前に早急な修繕が必要 である。</p> <p>また、当該箇所が民有地に隣接していることや、法面下については用 水路や農地もあることから、耕作に影響が出ないように直ちに修繕を完了 させる必要がある。</p> <p>上記事業者は、今回の法面崩壊の現地調査を行っており、現場条件及 び状況を熟知していることから、迅速な着手、スムーズな施工及び確実 な業務遂行が見込める。</p> <p>以上の理由により、本業務を適切に履行可能な上記事業者と随意契約 するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月28日
契 約 金 額	959,200円

令和5年度 随意契約理由書

番号	38
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 文化財課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 7 (直 通)
契 約 案 件 名	高才第3地区発掘調査に係る測量機器賃貸借
案 件 の 概 要	高才第3地区発掘調査で使用する測量機器の賃貸借
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市新栄町11番地1 [名 称] 株式会社久永宮崎支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本市では、令和5年5月から着手予定の高才第3地区発掘調査において、5月以降の作業中にトータルステーション及びコンピュータ機器を使用した遺物取上、遺構測量を予定している。</p> <p>当該測量においては、現場で収集したデータをホストコンピュータ上で保存・編集を行うため、文化財課で既に導入している遺跡調査システムに対応したものが求められる。</p> <p>仮に、現在導入しているシステムの賃貸人以外の事業者から新たなシステムを賃貸借した場合、現行システムと互換不能となり、発掘調査の進行を著しく遅滞させる恐れが生じる。</p> <p>以上の理由から、現在導入しているシステムの賃貸人である上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月28日
契 約 金 額	3, 5 3 1, 0 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	39
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 情報政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 0 (直 通)
契 約 案 件 名	電算帳票後処理機保守業務委託
案 件 の 概 要	納付書等電算帳票の製本や封入封緘等を行う電算帳票後処理機の保守業務を委託するもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 鹿児島県鹿児島市高麗町19番10号 [名 称] 株式会社創電 南九州フィールドサポートグループ
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>当該機器は、上記事業者が導入及び設定を行ったものであり、当該機器の保守業務の履行に当たっては、機器の専門知識を有することや設定内容を十分に理解していることが必要不可欠である。仮に本業務を他の事業者へ委託した場合、機器の不具合が生じた際に速やかな対応が行えず、行政事務に支障が出るおそれが高く、その責任の所在も不明確となる。</p> <p>このことから当該機器の導入及び設定を実施した上記事業者でなければ、本業務の適切かつ確実な履行が期待できない。</p> <p>以上の理由により、同事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年5月1日
契 約 金 額	1, 8 6 7, 0 3 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	40
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 危機管理課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 9 (直 通)
契 約 案 件 名	五十市地区体育館無線LANアクセスポイント構築業務委託
案 件 の 概 要	令和5年度に新たに一次避難所となる五十市地区体育館に、避難所開設時にWi-Fiを利用可能にするため、光回線を敷設し、無線LANアクセスポイントを設置するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市中町1街区7号 [名 称] BTV株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本市では、令和3年度及び令和4年度で全ての一次避難所（全33箇所）に光回線を敷設し、無線LANアクセスポイントを設置した。</p> <p>五十市地区体育館は、令和4年度から実施している施設改修が令和5年度中に完了予定であり、令和5年4月1日付で一次避難所に指定された。他の一次避難所同様、光回線を敷設し、無線LANアクセスポイントの設置を行い、避難所開設時にWi-Fiを利用可能にする必要がある。</p> <p>上記事業者は市内全域に光回線を敷設しており、全ての一次避難所に自社のアクセスポイントを設置できる唯一の事業者である。</p> <p>仮に他の事業者に無線LANアクセスポイント設置業務を切り離して委託した場合、光回線敷設業者と機材設置業者とが2者存在することになるため、Wi-Fiに異常が生じた際、原因究明と修繕の対応に遅れが生じる恐れがある。</p> <p>災害時は平時よりも迅速な対応が求められるため、光回線敷設事業者と無線LANアクセスポイント設置事業者は同一とする必要がある。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約をするものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年5月1日
契 約 金 額	905,300円

令和5年度 随意契約理由書

番号	41
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 地域振興課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 7 1 4 6 (直通)
契 約 案 件 名	都城市庄内地区関之尾町フットパス事業支援業務委託
案 件 の 概 要	田園地帯や街並みなど地域に昔からある風景を楽しみながら歩いてもらう「フットパス」の取組みを、まちづくり協議会が地域住民や大学生などと連携し、地域資源発掘のワークショップや現地調査を行い、コース選定・マップ作成などを行いながら地域活性化を図るもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市庄内町 1 2 6 9 2 - 2 [名 称] 庄内まちづくり協議会
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、「フットパス」の取組み（以下「フットパス」という。）により交流人口の増加と地域の活性化を図ることを目的に、庄内地区内を対象としてフットパスコースづくりや将来の担い手育成等を委託するものである。</p> <p>本業務の履行に当たっては、フットパスを主体的に実施することとなる地域住民との十分な調整・連携を図る上で、地域に精通していることが必要である。上記協議会は、自治公民館をはじめ庄内地区で活動する団体（地域づくり部会 など）を組織化し管理しており、地域にも精通している。また、各団体の連携を促し、地域の課題や活性化を図れるよう、地域の中心となって取り組んでおり、コミュニティバスの運行などの実績もある。</p> <p>以上の理由により、上記協議会と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年5月1日
契 約 金 額	1, 0 4 9, 0 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	42
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 美術館 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 5 - 1 4 4 7 (直 通)
契 約 案 件 名	美術作品輸送業務委託
案 件 の 概 要	修復予定および修復後の美術作品に係る美術館から修復所までの輸送
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡市東区松島3丁目14番9号 [名 称] ヤマト運輸株式会社 九州美術品支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、都城市立美術館が所蔵する作品の修復にあたり、美術作品を美術館から修復所まで輸送し、修復終了後の同作品を返送する作業である。</p> <p>本業務の履行に当たっては、美術作品の取扱いに習熟した専門職員を有していることが必要である。</p> <p>しかし、これらの要件を満たす事業者は、九州管内において2者のみとなっており、都城市の競争入札参加資格者名簿に搭載されている事業者は1者しかいない。</p> <p>そこで、受注事業者については、競争入札に代え、当該2者での見積合せを行うことにより決定することとし、見積合せを行った結果、より安価な見積額を提示した上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年5月1日
契 約 金 額	1, 0 5 3, 9 1 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	43
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 消防局 総務課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 2 - 8 8 8 2 (直 通)
契 約 案 件 名	大型自動車（第一種）運転免許取得業務委託
案 件 の 概 要	消防吏員が消防車両（大型）運転業務に従事するため、大型自動車（第一種）運転免許を取得するための業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市都北町7333番地 [名 称] 株式会社みゆき学園 警友自動車学校
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>都城市内には3か所の自動車教習所があるが、大型自動車の教習を行っているのは、上記事業者の教習所のみである。</p> <p>宮崎県内においては、宮崎県公安委員会指定の大型自動車教習所が日向市、宮崎市及び都城市にそれぞれ1か所の計3か所しかなく、隣接する曾於市の自動車教習所では、大型自動車の教習を行っていない。</p> <p>大型自動車（第一種）運転免許取得に必要な最短教習時間数は、普通自動車運転免許所持者で技能教習30時間及び学科1時間である。また、都城市～宮崎市は片道約1時間、都城市～日向市は片道約2時間を要するため、都城市以外の自動車教習所に通うことは、受講する職員に過度の負担をかけるおそれがある。このことから、本業務の目的達成に必要な「連日の通所が妥当な場所に教習所を有している」という条件を満たす事業者が上記事業者に特定される。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年5月1日
契 約 金 額	1, 5 3 1, 0 4 0 円

別紙（番号4 4号関係）

単価等内訳書

1 契約単価（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(1) 救急救命士健康診断

検査項目	単位	単価
視覚機能、聴覚機能、音声・言語機能、 精神機能、麻薬・大麻又はあへんの中毒	1人当たり	2,200円

(2) 予防接種

区分	単位	単価
季節性及び新型インフルエンザ予防接種	1人当たり	2,750円
B型肝炎ワクチン接種	1人当たり	4,400円
BCG接種	1人当たり	4,400円

(3) 結核検査

検査項目	単位	単価
結核検査（ツベルクリン反応検査）	1人当たり	1,320円
結核検査（胸部レントゲン）	1人当たり	2,310円

(4) 抗体検査・予防接種

対象疾患	単位	抗体検査（単価）	予防接種（単価）
水痘	1人当たり	3,300円	7,150円
ムンプス	1人当たり	3,300円	5,500円
麻疹	1人当たり	3,300円	4,950円
風疹	1人当たり	3,300円	4,950円

2 予定数量及び予定総額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(1) 救急救命士健康診断

検査項目	予定数量	予定総額
視覚機能、聴覚機能、音声・言語機能、 精神機能、麻薬・大麻又はあへんの中毒	2人	4,400円

(2) 予防接種

区分	予定数量	予定総額
季節性及び新型インフルエンザ予防接種	194人	533,500円
B型肝炎ワクチン接種	25人×3回	330,000円
BCG接種	3人	13,200円

(3) 結核検査

検査項目	予定数量	予定総額
結核検査（ツベルクリン反応検査）	3人	3,960円
結核検査（胸部レントゲン）	3人	6,930円

(4) 抗体検査・予防接種

対象疾患	予定数量	抗体検査（予定総額）	予定数量	予防接種（予定総額）
水痘	10人	33,000円	5人	35,750円
ムンプス	10人	33,000円	10人	55,000円
麻疹	10人	33,000円	5人	24,750円
風疹	10人	33,000円	10人	49,500円

なお、本契約は単価を契約の主目的としており、実際の取引量と上記の予定数量が一致しない場合でも、予定価格や単価を変更する必要がないかどうかを発注者と受注者とが協議し、単価を変更する必要がないと認められる場合には、改めて変更契約する必要はないものとする。

令和5年度 随意契約理由書

番号	45
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 情報政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 0 (直 通)
契 約 案 件 名	第四次LGWAN接続サービス変更 (従系)
案 件 の 概 要	第四次LGWANの利用期間が令和7年度末まで延長されたことに伴い、LGWAN接続ルータ (従系) の利用期間を延長するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都港区海岸1丁目7番1号 [名 称] ソフトバンク株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 ソフトバンク株式会社は、国から第四次LGWAN (総合行政ネットワーク) の構築と運用を委託されている事業所であり、本市の既存LGWAN事業においても同事業者と契約し、構築運用をしている。 本事業は、既存のLGWAN接続ルータ (従系) の利用期間を延長するものであり、アクセス回線サービスの付帯役務として同事業者が提供するLGWAN接続ルータを利用しなければ、障害発生時の対応を迅速かつ確実に行うことはできない。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和5年5月2日
契 約 金 額	543,840円

令和5年度 随意契約理由書

番号	46
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 山田地域生活課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 6 4 - 1 1 1 4 (直 通)
契 約 案 件 名	山田総合福祉センターフェンス撤去取替修繕
案 件 の 概 要	都城市山田総合福祉センターに設置されている既設フェンスの撤去及び処分、新設にかかる修繕
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市神之山町 1 7 9 1 番地 2 [名 称] 株式会社 大洋商会 都城支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第8号該当</p> <p>上記案件について、6者を指名し競争入札を執行したところ、1回目の入札が不落となり、2回目の入札においては、上記事業者以外の者が辞退したことから不落随意契約によることとした。</p> <p>入札参加者のうち見積合せ参加を希望した者は、上記事業者のみであったため、同事業者から見積書を徴し、随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年5月2日
契 約 金 額	550,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	47
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総合政策部 デジタル統括課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 5 6 (直通)
契 約 案 件 名	都城市デジタルトランスフォーメーションチャレンジプロジェクト
案 件 の 概 要	都城市デジタルトランスフォーメーションチャレンジプロジェクト業務委託として「自治体AI ZEVO」の導入保守及びシステム実用化に関する業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 大阪府大阪市西区江戸堀2丁目1番1号江戸堀センタービル8F [名 称] シフトプラス株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、都城市が抱える各種課題をAIやIoT等の先端技術等によって解決すること、また都城市において地方や自治体の未来を変えるような先端技術を先駆的に導入するチャレンジ精神のある企業の成長を支援することで、都城モデルの事業を確立するとともに、市民サービスの向上、行政の効率化、域内経済の活性化等を図ることを目的とする業務である。</p> <p>本業務の履行に当たっては、関連業務の実績に基づく専門的知識やノウハウを踏まえたアドバイス、提言等、高い企画力、提案力が必要であるため、コンペ方式により選定を行うこととした。</p> <p>本コンペは令和5年5月1日に市のホームページに実施要領等を掲載し、その結果上記事業者から応募があり、参加資格審査会を経て、当該事業者による企画提案書に基づく書類審査を5月2日に実施した。</p> <p>書類審査では、あらかじめ規定された評価項目に基づき価格審査及び企画審査を行い、審査の結果、上記事業者を優先交渉者として選定した。</p> <p>以上の理由により、本コンペの優先交渉者である上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年5月8日
契 約 金 額	2, 2 0 0, 0 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	48
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 危機管理課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 9 (直通)
契 約 案 件 名	災害時情報配信システム構築業務委託
案 件 の 概 要	災害時の情報伝達のために、全国自治体で導入が進んでいる情報配信システムを導入構築し、防災行政の拡充を図るもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 大阪府箕面市箕面6丁目3番1号 [名 称] 株式会社アルカディア
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>災害時には、限られた人員で、短時間に、多くの媒体を通じて、より多くの職員・住民に幅広い情報伝達が必要である。そこで、昨今全国自治体でも導入が進んでいる費用対効果に優れた情報配信サービスを本市も採り入れることにより、防災行政の拡充を図るものである。</p> <p>住民の生命・身体及び財産を災害から守るために重要な災害時情報配信システムの構築を委託するにあたっては、信頼性や機能面、価格面、高い能力と専門的で豊かな経験、実績を有する事業者を選定する必要がある。</p> <p>この点において上記事業者は、本市が希望する全ての情報配信の一元化及び自動連携を、自社で保有するシステムのみで完結でき、そのシステムは全国600を超える自治体に導入されている。県内においても県や各市、ほぼ全ての消防組織が同事業者の提供する消防向けソリューションを導入済であるなど、県内実績も十分であることから、防災行政の拡充を図ることが将来に渡って可能となる。</p> <p>さらに、大規模被災リスク回避のため、データセンターを国内3拠点以上に500km以上の距離で分散配置し、各種防災情報ノウハウを自社技術として保有しており信頼性が高い。</p> <p>以上の理由により、同事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年5月8日
契 約 金 額	7, 4 8 0, 0 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	49
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 環境森林部 森林保全課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 5 2 (直通)
契 約 案 件 名	市有林管理事業 第1号 造林業務委託
案 件 の 概 要	高城町四家の市有林管理事業に係る造林業務を委託するもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市早鈴町5085番地 [名 称] 都城森林組合
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本事業を実施するためには、造林・育林作業等の特殊な技術及び労務の確保を必要とし、かつ山林という現場に精通していなければならない。</p> <p>また、本事業は市内の林業担い手対策・雇用対策としても位置付けられていることから、受注者には林業担い手に対する指導力があり、所属する人材も豊富であることが求められる。</p> <p>以上の理由により、これまでの実績に照らし、本業務の受注者として必要な上記の要件を満たし、確実な業務の遂行を期待できる唯一の事業者である上記組合と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年5月8日
契 約 金 額	21,700,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	50
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] こども部 こども政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 8 4 (直 通)
契 約 案 件 名	令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金支給に係るシステム改修業務委託 (その他世帯)
案 件 の 概 要	子育て世帯への臨時給付金支給に伴い、児童手当システムの改修業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市高千穂通一丁目6番38号 [名 称] 行政システム九州株式会社 宮崎支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、子育て世帯への臨時給付金支給に対応するため、児童手当システム（以下「システム」という。）の改修業務を委託するものである。</p> <p>本システムは、上記事業者が開発したものであり、同事業者でなければ本委託業務の確実な履行は期待できない。</p> <p>仮に他の事業者の本業務を委託した場合、システムの確実な更新が困難であり、行政事務に支障を来すおそれが高く、その際の責任の所在も不明確となる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年5月8日
契 約 金 額	788,700円

令和5年度 随意契約理由書

番号	51
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 学校給食課 (山之口学校給食センター) [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 5 7 - 2 2 4 2 (直通)
契 約 案 件 名	山之口学校給食センター井戸設置及びモニタリング業務委託
案 件 の 概 要	山之口学校給食センター敷地内で漏油の影響について実施した詳細調査ボーリングの結果を基に井戸を設置した上でモニタリングを行うもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市中原町6街区7号 [名 称] 株式会社 都城技建コンサルタント
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、山之口学校給食センター敷地内で漏油の影響について実施した詳細調査ボーリングにおいて、影響範囲及び浸透深度を確認できたため、この結果を基に井戸を設置した上でモニタリングを行い、敷地内の土壌浄化を行うものである。</p> <p>上記業者は、山之口学校給食センター地質調査ボーリング業務委託及び詳細地質調査ボーリング業務委託を受注していることから、現場の状況を熟知している。また、地質調査ボーリング時の土壌分析等に関するデータを持っていることから、本業務を受注した場合、これら既存データ等を含めて総合的な業務対応が可能である。</p> <p>以上の理由により、上記業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年5月8日
契 約 金 額	17,886,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	52
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 教育総務課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 3 (直通)
契 約 案 件 名	明和小プール改修工事
案 件 の 概 要	明和小学校の大プールの底面、側面の塗装が剥がれ、プールの使用ができないため、改修工事を行うものである。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市志比田町9 1 4 3 番地5 [名 称] 株式会社 九都防水工業
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>当該プールは、経年の劣化による一部破損箇所からの水の侵入により、プール全体の底面の塗装が剥がれている状況にある。また、壁面についても、劣化箇所が確認され、現段階でのプール使用ができない状況である。</p> <p>そのため、早急に対応しなければ、水泳授業ができないなど学校運営に多大な影響を及ぼすことから、緊急の対応が必要であり、競争入札に付する時間がない。</p> <p>上記事業者は、破損箇所の調査、試験施工等行い復旧方法等の検討を行うなど、状況の把握ができており、早急で的確な対応が可能である。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年5月9日
契 約 金 額	4, 9 5 0, 0 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	53
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総合政策部 財政課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 1 3 (直通)
契 約 案 件 名	財務会計システム改修 (インボイス制度対応) 業務委託
案 件 の 概 要	令和5年10月からのインボイス制度に対応するため、財務会計システムの改修を行うもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都江東区新木場1-18-7 [名 称] NECソリューションイノベータ株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>令和5年10月から、複数税率に対応した仕入税額控除の方式として、適格請求書等保存方式が開始されるが、地方公共団体においても、課税資産の譲渡を行った相手方から「適格請求書」の交付を求められることがあるため、本システムの改修を実施するもの。</p> <p>本システムは、上記業者が構築したものであり、システムに精通した同事業者でなければ、適切かつ確実な履行が望めない。また、仮に他の事業者が履行した場合、障害発生時の迅速な対応が難しく、行政事務に支障が出るおそれが高く、その際の責任の所在も不明確となる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年5月11日
契 約 金 額	2, 3 1 0, 0 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	54
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総合政策部 国スポ・障スポ準備課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 9 6 (直通)
契 約 案 件 名	社会資本整備総合交付金 山之口運動公園補助競技場建築工事等に伴う 監理委託
案 件 の 概 要	社会資本整備総合交付金事業 山之口運動公園補助競技場建築工事等 に伴う監理委託
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都墨田区横網二丁目10番12号 [名 称] 佐藤・益田 建築設計・工事監理業務共同企業体
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、山之口運動公園整備に伴う補助競技場等の建築工事の工事監理業務を委託するものである。</p> <p>山之口運動公園は、令和9年に宮崎県で開催される国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会のメイン会場として、宮崎県と共同で整備を進めているところである。</p> <p>主競技場を宮崎県が、補助競技場を本市が整備するが、主競技場が第1種公認陸上競技場として認定を受けるためには、補助競技場が日本陸上競技連盟の検定を受け第3種公認陸上競技場として認定されることが必須条件となる。また、補助競技場という性質上、主競技場と様々な仕様等を統一する必要がある。</p> <p>上記事業者は、主競技場及び補助競技場を含む公園全体の設計者であり、設計段階から日本陸上競技連盟との協議を行いその結果を設計に反映させてきたことから、設計内容を熟知しており、陸上競技場の設計にも精通している。さらには、現在、宮崎県が発注している主競技場の工事監理業務を受託していることから、様々な仕様等を揃えることが可能で、競技団体からの要望等により主競技場で変更が生じた際にも補助競技場へ反映させることが可能である。</p> <p>公認検定の厳しい基準に対応し、意匠性を確保しつつ主競技場と仕様を揃えた確実な工事監理を行える者は上記事業者以外にいない。</p> <p>また、公園全体の設計者であることから、山之口運動公園内の工事計画を熟知しており、全体スケジュールを踏まえた他工事との施工調整も期待できる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年5月11日
契 約 金 額	30,800,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	55
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 地域振興課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 3 2 (直通)
契 約 案 件 名	小中学校アウトリーチ事業委託
案 件 の 概 要	<p>多感な小中学生に優れた芸術を身近に感じてもらい、生の演奏や演技を体感する機会を提供することにより、豊かな情操を培い、その健全な育成を図るとともに、地域文化の振興に資することを目的に実施する事業を委託するもの</p> <p>※市内の小中学校及び都城市総合文化ホールで7団体が公演を行う。</p>
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎県都城市北原町1106番地100 [名 称] 公益財団法人 都城市文化振興財団
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>上記法人は、都城市とその周辺地域における芸術文化の向上及び振興を図るための事業を行うとともに、地域住民の主体的で創造的な芸術文化活動を促進し、豊かな地域文化の発展と形成に寄与するといった、本来、市が直接取り組むべき役割を担うことを目的として設立された法人である。</p> <p>本事業は、小中学生に優れた芸術を身近に感じてもらうとともに生の演奏及び演技の体験を通じて、「豊かなこころづくり」を進めることを目的に実施するものであり、その趣旨は、同法人の設立趣旨と一致し、また、本事業を実施可能な団体は同法人のほかはない。</p> <p>以上の理由により、上記法人と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年5月12日
契 約 金 額	4,482,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	56
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 環境森林部 環境施設課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 3 3 1 9 (直通)												
契 約 案 件 名	使用済み蛍光管処理処分業務委託												
案 件 の 概 要	都城市リサイクルプラザで回収した使用済み蛍光管を適正に処理処分する業務を委託するもの												
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡県北九州市若松区響町一丁目62番地の1 [名 称] 株式会社 ジェイ・リライツ												
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>都城市リサイクルプラザに集められる使用済み蛍光管は、都城市リサイクルプラザ再資源化物要綱に基づき、指定業者（市に登録された業者）がリサイクル処理を行う。</p> <p>使用済み蛍光管の再資源化物取扱指定業者として登録されているのは2者であるが、現在、九州地区の処理処分を行える業者は上記事業者のみである。</p> <p>また、全国都市清掃会議が九州地区の処理事業を委託しているのも上記事業者である。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と処理処分業務について随意契約するものである。</p>												
契 約 締 結 日	令和5年5月12日												
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">執行見込総額</td> <td colspan="3" style="text-align: right;">1, 4 7 2, 9 0 0 円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">単価契約</td> <td style="border-top: 1px solid black;">単価</td> <td style="border-top: 1px solid black;">予定数量</td> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> </tr> <tr> <td>使用済み蛍光管処理処分業務</td> <td>113.3 円</td> <td>13000 kg</td> <td style="text-align: right;">1, 472, 900</td> </tr> </table>	執行見込総額	1, 4 7 2, 9 0 0 円			単価契約	単価	予定数量	合計	使用済み蛍光管処理処分業務	113.3 円	13000 kg	1, 472, 900
執行見込総額	1, 4 7 2, 9 0 0 円												
単価契約	単価	予定数量	合計										
使用済み蛍光管処理処分業務	113.3 円	13000 kg	1, 472, 900										

令和5年度 随意契約理由書

番号	57
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 フィロソフィ推進課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 7 1 6 3 (直通)
契 約 案 件 名	一般職員 I 研修業務委託
案 件 の 概 要	採用後2・3年経過職員を対象に、ロジカル・トレーニングによる論理的思考能力を養うとともに、組織の一員として職務を遂行する心構えを育成するために行う研修の業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡県福岡市博多区東公園2-17 インソース九州ビル [名 称] 株式会社 インソース九州支社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本研修は、「論理的思考・表現を習得する研修」で、採用後2・3年経過職員を対象に、「自分で考え行動する力」「他人の考えを聴き、自分へフィードバックする力」を養成するものである。</p> <p>研修は、講師、研修内容により研修効果が大きく左右されるため、本件業務委託は、その性質上、価格のみの競争入札に適さない。本市が求める経営戦略能力向上を目指した目標重視型の企画能力の習得、経営戦略の効果的な導入、効率の良い効果目標の達成能力を習得するためには、本市が独自に定める人材育成基本方針に沿った研修でなければならない。</p> <p>上記事業者の行う研修は、都城市が策定している人財育成基本方針に則った内容であり、求められる職員像に掲げる誠実性・公平性を持ち、市民から信頼される職員（パブリック志向）の育成に直結するものである。また、本市における他研修でも実績があり、宮崎県市町村振興協会においても多種にわたる研修実績を積んでいる。このことから、上記事業者に業務委託することにより、本件の研修の目的に最も合致した履行、そして市職員の資質についてハイレベルでの平準化が期待でき、研修の効果が発揮できるものと考えられる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約をするものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年5月15日
契 約 金 額	595,010円

令和5年度 随意契約理由書

番号	58
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 西岳診療所 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 3 3 - 1 5 1 0 (直通)
契 約 案 件 名	西岳診療所業務用複合機賃貸借
案 件 の 概 要	西岳診療所業務用複合機の賃貸借を行うもの (令和5年7月1日から令和10年6月30日までの5年間の長期継続契約)
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市中町13街区18号 [名 称] 株式会社事務器センター都城
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 複合機の調達においては、一般的に機器の賃貸借契約のみならず、当該機器の保守契約についても併せて行うため、仮に機器の賃貸借のみを先に競争入札に付し、その後保守契約を締結すれば、保守料について競争が働かなくなるおそれがある。 このような状況を回避し、総合的な価格において有利な調達を図るため、機器の賃料及び保守料の合計金額の見積書の提出による競争を行った結果、上記事業者の見積額が最も安価であったため、同事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和5年5月15日
契 約 金 額	462,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	59
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 スポーツ政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 6 (直 通)
契 約 案 件 名	高城運動公園多目的広場ウインターオーバーシート管理業務委託
案 件 の 概 要	高城運動公園多目的広場において、10月に冬芝の種をまき、成長の管理を行う業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市高城町石山4195番地 [名 称] 都城ぼんち地域振興株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>高城運動公園内の草刈及び芝刈業務については、現在、指定管理者の都城ぼんちスポーツクラブから上記事業者が請け負っている。</p> <p>本業務は、通常の芝が枯れる冬季に芝生を青く保つため、冬柴の種をまき、コアリング、施肥、灌水、殺菌剤及び殺虫剤散布並びに22回程度の芝刈りを行うものである。芝刈りについては、キャンプ誘致チームであるJリーグチームの指定する高さで刈り込む必要があり、その精度に対応できる機械を所有している必要がある。</p> <p>また、キャンプ中の誘致チームからの要望等に、迅速かつ的確に対応し、随時管理していかなければならない。</p> <p>上記事業者は、広場の定期的な芝刈業務を請負っているため、本業務についても適切かつ確実に履行することが期待される。これらの要件を満たす事業者は、上記事業者のみである。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年5月15日
契 約 金 額	15,293,300円

令和5年度 随意契約理由書

番号	60
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 美術館 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 5 - 1 4 4 7 (直 通)
契 約 案 件 名	油彩作品修復業務委託
案 件 の 概 要	美術館が収蔵する美術作品（油彩画）を修復する業務。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都豊島区西池袋4-8-20 東急産業ビル3F [名 称] 有限会社修復研究所二十一
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>美術品の保存・修復は、専門的経験及び知識・技法を特に必要とするため、十分な過去の実績及び信頼性のある者と契約が望ましい。</p> <p>当該事業所は、以前に当館が収蔵する美術作品（油彩画）について、保存・修復について専門的な観点から助言・指導をし、修復処置の見積もりをした実績がある。作品状態の情報を把握しているため、的確な修復作業が期待できる。さらに、技術面、設備面も充実しており、全国の美術館・博物館の美術品の修復を行うなど、本業務の履行に必要な高いレベルの技術を有している。</p> <p>以上の理由から、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年5月16日
契 約 金 額	2, 5 8 5, 0 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	61
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 都城島津邸 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 1 6 (直通)
契 約 案 件 名	都城島津邸外蔵・石蔵・御門修繕に係る設計監理業務委託
案 件 の 概 要	都城島津邸外蔵・石蔵・御門の修繕工事に伴う設計施工監理の業務委託
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 京都市中京区壬生坊城町48-3 壬生坊城第2 3-419 [名 称] 合同会社 環境文化保存計画菅澤一級建築士事務所
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本件は台風及び大雨災害で損壊した都城島津邸外蔵・石蔵・御門の修理に伴い、その施工監理を行うものである。</p> <p>都城島津邸外蔵・石蔵・御門は、その歴史性や明治以降の建築学的特徴を有する貴重な文化財として、国登録有形文化財に登録され、かつ都城指定文化財にもなっている。こうした文化財の修理にあたっては、その構造や部材等、文化財学的な調査を行い、その後の保存修理に反映させることを文化庁及び県・市教育委員会が指導している。よって修理にあたっては、文化財（建造物）に関する高い知識と、文化財修理を指導できる資格（文化財修理技術資格）をもつ業者の施工監理が必要である。</p> <p>この点について、上記業者は、本業務の履行に必要な、文化財修理技術資格と文化財（建造物）修理施工監理の実績を有している。</p> <p>また、上記業者は、損壊時における現状調査にも立ち会っており、現状及び修理に向けての知識や対処法について熟知している。</p> <p>以上の理由により、本業務の目的に最も合致した上記業者と随意契約を締結するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年5月17日
契 約 金 額	2, 9 7 0, 0 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	62
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 都城島津邸 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 1 6 (直通)
契 約 案 件 名	都城島津伝承館企画展用宣材等制作業務委託
案 件 の 概 要	都城島津伝承館企画展「北郷氏誕生～南北朝・室町時代の都城～」用宣材等制作の業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市都北町7166番地 [名 称] 株式会社文昌堂
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は都城島津伝承館企画展用宣材等制作業務である。</p> <p>本業務の履行に当たっては、関連業務の実績に基づく専門的知識やノウハウを踏まえたアドバイス、提言等、高い企画力・提案力が必要であるため、3者を対象に指名型コンペ方式により選定を行うこととした。</p> <p>本コンペは、令和5年4月18日に3者に対してコンペの実施を通知し、その結果3者から応募があり、参加資格審査を経て、当該3者による技術提案書に基づく書類審査を5月12日に実施した。本審査では、あらかじめ規定された評価項目に基づき価格評価及び企画評価を行い、その結果、上記事業者を優先交渉者として選定した。</p> <p>以上の理由により、本コンペの優先交渉者である上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年5月18日
契 約 金 額	966,790円

令和5年度 随意契約理由書

番号	63
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 消防局 総務課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 2 - 8 8 8 2 (直 通)
契 約 案 件 名	消防職員用 防火長靴
案 件 の 概 要	消防職員が火災現場で使用する防火長靴の購入
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市花ヶ島町三反田680番地 [名 称] ミドリ安全宮崎株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>消防職員が火災現場で使用する防火長靴については、多様な火災に対応できる性能を備えていることが特に求められる。</p> <p>今回調達しようとする物品については、①2017年に改定された「消防隊員個人装備に係るガイドライン」対応、②防水透湿素材、③屈曲性能(牛皮素材)、④長期間の使用に耐えうるため、ファスナーを使用しない商品を兼ね備えたものでなければならない。</p> <p>本件の物品に必要な条件の全てに適合する製品を提供できる事業者は、上記事業者に限られている。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年5月19日
契 約 金 額	950,400円

令和5年度 随意契約理由書

番号	64
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 環境森林部 環境政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 3 0 (直通)																								
契 約 案 件 名	都城市環境美化の日等雑草・雑木等処理業務委託																								
案 件 の 概 要	「都城市環境美化の日」(7月の第4日曜日を基準)及び「クリーンアップ宮崎」(11月の第2日曜日を基準)における清掃作業により排出される一般廃棄物(雑草・雑木等)の処理業務を委託するもの																								
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市都北町4970番地 [名 称] 株式会社園田産業																								
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、本来は、刈草、剪定枝、竹、幹及び根株のそれぞれについて入札を行い、単価契約を締結するものであるが、種類ごとに受注者が異なった場合、分別作業に負担が掛かり、搬入先が異なることで市民に対し混乱を招くおそれがあるため、複数単価により同一の事業者と契約を締結するものである。</p> <p>なお、本業務の履行に当たっては、刈草、剪定枝、竹、幹及び根株全てを自社において処分できることが必要であるが、このような要件を満たす事業者は上記事業者しかいない。</p> <p>また、上記事業者は、堆肥化処理により搬入物の処理を行うため、ごみ減量化も見込まれる。</p> <p>以上の理由により、搬入する市民の混乱防止、処理可能種別、堆肥化の点から上記事業者と随意契約するものである。</p>																								
契 約 締 結 日	令和5年5月22日																								
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">執行見込総額</td> <td colspan="3" style="text-align: right;">2, 7 5 6, 6 0 0 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">複数単価契約</td> <td style="text-align: right;">単価</td> <td style="text-align: right;">予定数量</td> <td style="text-align: right;">合計</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">刈草・剪定枝 1 m³当たり</td> <td style="text-align: right;">2200 円</td> <td style="text-align: right;">7 8 7 m³</td> <td style="text-align: right;">1, 731, 400</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">竹 1 m³当たり</td> <td style="text-align: right;">3850 円</td> <td style="text-align: right;">2 4 7 m³</td> <td style="text-align: right;">950, 950</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">幹 1 m³当たり</td> <td style="text-align: right;">3850 円</td> <td style="text-align: right;">1 8 m³</td> <td style="text-align: right;">69, 300</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">根株 1 m³当たり</td> <td style="text-align: right;">4950 円</td> <td style="text-align: right;">1 m³</td> <td style="text-align: right;">4, 950</td> </tr> </table>	執行見込総額	2, 7 5 6, 6 0 0 円			複数単価契約	単価	予定数量	合計	刈草・剪定枝 1 m ³ 当たり	2200 円	7 8 7 m ³	1, 731, 400	竹 1 m ³ 当たり	3850 円	2 4 7 m ³	950, 950	幹 1 m ³ 当たり	3850 円	1 8 m ³	69, 300	根株 1 m ³ 当たり	4950 円	1 m ³	4, 950
執行見込総額	2, 7 5 6, 6 0 0 円																								
複数単価契約	単価	予定数量	合計																						
刈草・剪定枝 1 m ³ 当たり	2200 円	7 8 7 m ³	1, 731, 400																						
竹 1 m ³ 当たり	3850 円	2 4 7 m ³	950, 950																						
幹 1 m ³ 当たり	3850 円	1 8 m ³	69, 300																						
根株 1 m ³ 当たり	4950 円	1 m ³	4, 950																						

令和5年度 随意契約理由書

番号	65
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 土木部 住宅施設課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 5 8 1 (直通)
契 約 案 件 名	令和5年度都城市営住宅定期点検業務委託
案 件 の 概 要	市で保守・管理している市営住宅について、建築基準法第12条第2項の規定に基づく定期的な点検を業務委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市橘通東2丁目9番19号 建設会館4F [名 称] 一般社団法人宮崎県建築士事務所協会
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第2項の規定に基づき、市営住宅の定期的な点検を1級、2級建築士等にて実施するものである。</p> <p>本業務の履行に当たっては、3年以内に実施することが同法施行規則（昭和25年建設省令第40号）に定められており、一定水準以上の点検の精度、報告資料等の統一性及び継続性並びに安定した業務の実施が求められる。</p> <p>以上の点について、上記事業者は県有施設の定期点検業務を受注している実績があり、点検の精度、報告資料等については協会内で統一され、均一的な成果内容が期待出来る。また、上記事業者は県内多数の建築設計事務所で構成されており、廃業等の心配が無く、継続的な業務委託の締結が可能であると考えられる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年5月22日
契 約 金 額	2, 9 3 7, 0 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	66
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 教育総務課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 3 (直通)
契 約 案 件 名	学校プールろ過装置維持管理業務委託
案 件 の 概 要	都城市教育委員会が管理する小・中学校プールろ過装置の正常な機能の維持及び故障の未然防止のための点検・調整等の業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市高洲町25番地12 [名 称] 日米ケミック株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>上記事業者は、本業務委託の対象となる小・中学校のプールろ過装置メーカーの県内唯一の正規代理店であり、珪藻土式ろ過装置の点検が可能な事業者は、県内では上記事業者しか存在しない。</p> <p>以上の理由により、本業務を確実に履行できる同業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年5月25日
契 約 金 額	660,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	67
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総合政策部 人口減少対策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 0 9 3 4 (直通)																		
契 約 案 件 名	若者交流促進事業業務委託																		
案 件 の 概 要	少子化対策を目的に、若者が趣味や興味のあることを通じて交流し、交流から交際、ひいては結婚につながることを目的に、交流を促進するための事業																		
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市宮丸町5-8 [名 称] クロスナイト																		
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、婚活に抵抗のある若年層に向け、婚活の一段階手前のイベントとして実施するもので、継続的な接点を提供することで交流から交際へつなげるものである。その性質上、市婚活支援事業との連動性が求められるため、本市が支援してきた出会い応援団に加盟する団体に委託することが適当である。</p> <p>本業務においては、全3回が1セットになったプログラムを4セット実施するが、プログラムの内容に関する企画や実施にあたっての参加者の募集及び調整、プログラムの講師となる人材のコーディネートなど多大な労力を要する。</p> <p>出会い応援団加盟団体全体に声をかけたが、1事業者のみしか手が挙がらなかった。上記団体は、出会い応援団発足時から加盟し毎年市婚活支援事業を受託してきた団体で、本業務の的確かつ確実な履行が可能である。</p> <p>以上の理由により、上記団体と随意契約するものである。</p>																		
契 約 締 結 日	令和5年5月29日																		
契 約 金 額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">執行見込総額</td> <td colspan="3" style="text-align: right;">2, 209, 000円</td> </tr> <tr> <td>単価契約</td> <td style="text-align: center;">単価</td> <td style="text-align: center;">予定数量</td> <td style="text-align: center;">合計</td> </tr> <tr> <td>イベントの実施</td> <td style="text-align: right;">454000円</td> <td style="text-align: center;">4セッ</td> <td style="text-align: right;">1,816,000</td> </tr> <tr> <td>交流会の実施</td> <td style="text-align: right;">131000円</td> <td style="text-align: center;">3回</td> <td style="text-align: right;">393,000</td> </tr> </table>			執行見込総額	2, 209, 000円			単価契約	単価	予定数量	合計	イベントの実施	454000円	4セッ	1,816,000	交流会の実施	131000円	3回	393,000
執行見込総額	2, 209, 000円																		
単価契約	単価	予定数量	合計																
イベントの実施	454000円	4セッ	1,816,000																
交流会の実施	131000円	3回	393,000																

令和5年度 随意契約理由書

番号	68
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 フィロソフィ推進課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 7 1 6 3 (直 通)
契 約 案 件 名	特定課題解決型研修 (定住自立圏共生ビジョン事業) 業務委託
案 件 の 概 要	3市1町の広域定住自立圏に共通する課題を見出し、解決策を検討する研修の業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都文京区後楽2丁目2番17号 NBD三義ビル [名 称] 日本ビジネスドック株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本事業は、都城広域定住自立圏共生ビジョンに基づき、都城市、曾於市、志布志市、三股町の3市1町の広域定住自立圏において、平成22年度から実施している研修である。</p> <p>本研修は、本圏域に共通する課題を見出し、解決策を検討する研修であり、本圏域の現状に精通している研修講師を選定する必要がある。</p> <p>また、研修内容により研修効果が左右されるため、これまでの政策形成研修の実績も考慮する必要がある。</p> <p>この点、上記事業者は当市の政策立案研修や宮崎縣市町村職員研修センターの研修等、全国の自治体で多くの研修実績があり、受講者からの評価も高い。</p> <p>このことから、上記事業者に業務委託することにより、本件の研修目的に最も合致した履行が期待でき、研修の効果が発揮できると考えられる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年5月30日
契 約 金 額	1, 234, 750円

令和5年度 随意契約理由書

番号	69
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 地域振興課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 2 9 5 (直 通)
契 約 案 件 名	市ホームページのやさしい日本語化システム導入に係る業務及び保守業務委託
案 件 の 概 要	言葉の壁により情報弱者となりやすい外国人市民へ行政情報をわかりやすく伝達するため、市のホームページをやさしい日本語へと変換するシステムを導入し、それに係る保守管理を行うもの (令和5年6月1日から令和6年3月31日までの単年度契約)
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎県宮崎市中村東3丁目5-2 [名 称] パステムソリューションズ株式会社 宮崎営業所
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>現在、本市における外国人住民の数は増加の一途を辿っており、その国籍も多様化している。そのため、全ての国や地方出身の外国人住民に対して、多言語化による対応は非常に困難な状況となっている。</p> <p>その中で現在、外国人に対し有効な情報伝達手段として、やさしい日本語による伝達が注目を集めており、また、外国人住民からの需要も高い。</p> <p>本業務は、既に構築されたホームページを自動でやさしい日本語へと変換するシステムを導入するもので、また、これに係る保守管理を行うものである。</p> <p>上記事業者は、市のホームページを構築・管理しており、同事業者でなければ本業務の確実な履行を期待できない。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約を行うものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年5月30日
契 約 金 額	771,760円

令和5年度 随意契約理由書

番号	70
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 都城市教育委員会 都城島津邸 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 1 6 (直 通)
契 約 案 件 名	都城島津家史料修復事業業務委託
案 件 の 概 要	都城島津家史料である領主肖像画及び古文書の修復業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡県筑紫野市上古賀3-2-16クリエイション・コア 福岡101 [名 称] 修理工房宰匠株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>都城島津家史料の領主肖像画及び古文書（以下、「当該史料」という。）は、損傷が激しいため、修復し、展示公開に耐えられるよう処置する必要がある。</p> <p>当該史料は全国的にも貴重な歴史遺産と評価されている。また、本市においては、当該史料について将来的に国の重要文化財の指定を受けることを目指している。そのため、高いレベルの修復技術を有する事業者の本業務を委託する必要がある。</p> <p>上記業者は、屏風、絵画及び古文書の修復について、高いレベルの修復技術を有する事業者として文化庁の認定を受けている。また、上記事業者は、九州内で唯一、一般社団法人国宝修理装演師連盟に加入している。</p> <p>以上の理由により、本業務の目的に最も合致した履行が可能である上記事業者と随意契約をするものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年5月30日
契 約 金 額	2,490,811円

令和5年度 随意契約理由書

番号	71
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 都城市教育委員会 都城島津邸 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 1 6 (直 通)
契 約 案 件 名	都城島津家史料甲冑修復事業業務委託
案 件 の 概 要	都城島津家史料の甲冑について、展示公開に耐え、かつ、後世へ伝承するために、破損箇所等を修復する業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 神奈川県横浜市鶴見区菅沢町13-13 [名 称] 西岡甲房
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>都城島津家史料の甲冑には、損傷の激しいものがあるため、修復し、展示公開に耐えられるようにする必要がある。</p> <p>本業務は、本小札萌黄糸威二枚胴具足（以下、「当該史料」という。）の破損箇所等を修復するものである。</p> <p>本業務の履行に当たっては、当該史料が全国的にも貴重な歴史遺産と評価されており、本市においては、当該史料について将来的に国の重要文化財の指定を受けることを目指しているため、特に高いレベルの修復技術を有する事業者へ委託する必要がある。</p> <p>この点、上記事業者は武具修復を専門に行う法人であることから、本業務の履行に必要な高いレベルの修復技術を有している。</p> <p>また、上記事業者は、当館開館に向けた収蔵武具の調査にも参加しており、史料の現状と今後の保存公開に向けての知識や対処法について熟知している。</p> <p>以上の理由により、本業務の目的に最も合致した履行が可能である上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年5月30日
契 約 金 額	1,309,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	72
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 消防局 総務課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 2 - 8 8 8 2 (直 通)
契 約 案 件 名	カラー複合機賃貸借契約書
案 件 の 概 要	カラー複合機の賃貸借を行うもの (令和5年6月1日から令和10年5月31日の5年間の長期継続契約)
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 【販売人】 宮崎市下原町214番地18号 【賃貸人】 宮崎市広島2丁目5番10号 [名 称] 【販売人】 宮崎電子機器株式会社 【賃貸人】 日通商事株式会社宮崎営業センター
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 複合機の調達においては、一般的に機器の賃貸借契約のみならず、当該機器の保守契約についても併せて行うため、仮に機器の賃貸借のみを先に競争入札に付し、その後保守契約を締結すれば、保守料について競争が働かなくなり、市に不利な条件で保守契約を締結しなければならないおそれがある。 このような状況を回避し、総合的な価格において有利な調達を図るため、機器の賃料及び保守料の合計金額を3者からの見積合せを行うこととした。その結果2者が辞退し、上記事業者のみとなったため、同事業者と随意契約するものである。 また、複合機の導入は、リース契約の方法で行うため、宮崎電子機器株式会社が賃貸責務の履行業者としてあらかじめ指定していた、日通商事株式会社宮崎営業センターを含む3者間で賃貸契約を締結するものである。
契 約 締 結 日	令和5年5月30日
契 約 金 額	1, 5 5 7, 6 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	73
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 消防局 総務課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 2 - 8 8 8 2 (直 通)
契 約 案 件 名	カラー複合機保守及び消耗品等供給業務
案 件 の 概 要	カラー複合機の賃貸借を行うもの (令和5年6月1日から令和10年5月31日の5年間の長期継続契約)
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市下原町214番地18号 [名 称] 宮崎電子機器株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>複合機の調達においては、一般的に機器の賃貸借契約のみならず、当該機器の保守契約についても併せて行うため、仮に機器の賃貸借のみを先に競争入札に付し、その後保守契約を締結すれば、保守料について競争が働かなくなり、市に不利な条件で保守契約を締結しなければならないおそれがある。</p> <p>このような状況を回避し、総合的な価格において有利な調達を図るため、機器の賃料及び保守料の合計金額を3者からの見積合せを行うこととした。その結果2者が辞退し、上記事業者のみとなったため、同事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年5月30日
契 約 金 額	528,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	74
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 山田地域生活課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 6 4 - 1 1 1 1 (直通)
契 約 案 件 名	旧都城市山田総合支所庁舎機械警備業務
案 件 の 概 要	旧都城市山田総合支所庁舎における機械警備の業務委託
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市柳丸町10番 [名 称] 株式会社NPK
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第8号該当</p> <p>上記案件について、7者を指名したところ、3者から入札への参加辞退届が提出された。残りの4者において競争入札を執行したところ、1回目の入札が不落となり、2回目の入札においては、上記事業者以外の者が辞退をしたことから不落随契によることとした。</p> <p>入札参加者のうち見積合せ参加を希望した者は、上記事業者のみであったため、同事業者から見積書を徴し、随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年5月31日
契 約 金 額	2, 2 4 4, 0 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	75
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 環境森林部 環境施設課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 3 3 1 9 (直通)
契 約 案 件 名	都城市リサイクルプラザプラント設備点検業務委託
案 件 の 概 要	都城市リサイクルプラザのプラント設備、ベルトコンベヤ、磁力・アルミ選別機、ペットボトル圧縮梱包機、金属圧縮機等の設備点検業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 兵庫県西宮市甲子園口六丁目1番45号 [名 称] 極東開発工業株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>今回委託する設備点検業務は、破碎したごみから鉄・アルミの資源物を抽出する選別機、抽出した資源物や破碎ごみを運搬するコンベヤ等の安全性の確保や機能を維持するための点検業務である。</p> <p>これらの機械設備は、上記事業者の設計仕様・構造に基づき施工された、極めて特殊な機械設備である。</p> <p>このため、仮に他の事業者へ設備点検を委託した場合、確実な業務の履行が期待できないことや、不具合が生じたときには、責任の所在が不明確になるとともに、原因究明や修復に支障が生じる可能性が高く、点検後の装置についても、同事業者のメーカー保証を受けられないおそれがある。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年5月31日
契 約 金 額	3, 9 6 0, 0 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	76
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 商工政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 9 8 3 (直 通)
契 約 案 件 名	都城市プレミアム付スマイル商品券発行事業（第4弾）に係るシステム改修業務委託
案 件 の 概 要	都城市プレミアム付スマイル商品券発行事業（第4弾）に伴うシステムの改修業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市高千穂通一丁目6番38号 [名 称] 行政システム九州株式会社 宮崎支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、住民基本台帳を基にして、都城市プレミアム付スマイル商品券（第4弾）を発行するためのシステムを構築するものである。</p> <p>当該システムの改修業務の履行に当たっては、本市の住民基本台帳システムの専門的知識を有すること及び設定内容を十分に理解していることが必要不可欠である。</p> <p>その点、上記事業者は、本市の住民基本台帳システムを開発及び導入を実施した事業者であり、同事業者でなければ本業務の確実な履行を期待できない。</p> <p>また、仮に今回の業務を他の事業者へ委託した場合、障害発生時の速やかな対応が難しく、本業務に支障が生じるおそれが高く、その際の責任の所在も不明確となる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年5月31日
契 約 金 額	990,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	77
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 フィロソフィ推進課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 7 1 6 3 (直通)
契 約 案 件 名	接遇研修等業務委託
案 件 の 概 要	市民サービスの一つである、職員の接遇向上のため、航空会社の客室乗務員並の接遇を目指し、接遇研修の実施や接遇状況を確認するモニタリング調査を行う業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都港区高輪4丁目10-18 [名 称] ANAビジネスソリューション株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、民間トップレベルの市民サービスを提供することを目的に、民間トップレベルの接遇を行う客室乗務員と同程度の接遇スキルを学び、そのスキルを活かした窓口・電話応対を実施できるよう、全職員に対して接遇研修を実施し、併せて、その後の研修効果を計るために、窓口・電話応対のモニタリング調査を行うものである。</p> <p>本業務の履行に当たっては、上記の目的を達成するために、特にレベルの高い接遇研修が行える事業者へ委託する必要がある。</p> <p>この点、上記事業者の講師陣は、顧客満足度で最高認定を獲得しているANAの客室乗務員出身者等で構成されており、クレームや現場対応などの経験が豊富で、これまで数多くの客室乗務員を育成したノウハウをベースに接遇研修を実施している実績があるため、目標とする最高レベルの研修内容及び効果が期待できる。</p> <p>また、上記事業者は、平成27年度から接遇研修等業務委託を継続して受注しており、多くの職員が同事業者が行った研修を受講し、同じ接遇技術に基づきサービスを提供している。さらに、市役所内部で取り組んでいる接遇レベル向上のための取組事項についても、同研修での内容を基に推進を図っているため、目的達成の途中段階で事業者を変更することは多大な混乱と接遇レベルの低下を招くおそれがある。</p> <p>以上の理由により、本業務の目的達成に必要なレベルの履行が可能な唯一の事業者である上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年6月1日
契 約 金 額	4, 336, 360円

令和5年度 随意契約理由書

番号	78
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 地域振興課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 3 2 (直通)
契 約 案 件 名	都城市総合文化ホール舞台音響設備修繕
案 件 の 概 要	都城市総合文化ホールの中ホールの舞台音響設備を修繕するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡市博多区博多駅前三丁目28番3号 [名 称] ヤマハサウンドシステム 株式会社 福岡営業所
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>都城市総合文化ホールの舞台音響設備については、同ホール専用の仕様となっている。</p> <p>現在、舞台音響設備は、大・中ホールの音響電力増幅器類等のメンテナンス及び更新時期である。</p> <p>上記事業者は、同ホールの舞台音響設備について当初から設計・施工に携わっているため、当該設備全体を把握しており、確実な修繕を履行することができる。</p> <p>また、仮に他事業者が本修繕を行った場合、その後に発生した不具合について、責任の所在が不明確になり、メーカーの保証が受けられなくなるおそれもある。</p> <p>さらに、上記事業者は、舞台音響設備について、指定管理者と保守点検業務委託契約を締結しており、定期的保守点検に併せて修繕作業をすることで作業費等の経費節減が見込まれる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年6月1日
契 約 金 額	101,200,000円

単価等内訳書

1 契約単価

(1) 受診者が次に掲げる者のいずれかに該当する場合

ア 75歳以上の者

イ 生活保護法による被保護世帯に属する者

ウ 市民税非課税世帯に属する者

エ 新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業に基づく対象者であって、子宮頸がん検診及び乳がん検診無料クーポン券を持参したもの

区 分			単 価 (消費税及び地方消費税相当額を含む。)
(1) 胃がん検診	胃部エックス線検査	1人当たり	13,277円
	胃がんリスク層別化検査	〃	6,583円
	胃内視鏡検査	〃	17,391円
(2) 大腸がん検診	便潜血検査	〃	5,074円
	便潜血検査 (大腸がんセット検診)	〃	1,918円
(3) 子宮がん検診	頸部のみ	〃	7,551円
	頸部及び体部	〃	10,879円
	頸部+HPV検査追加	〃	11,447円
	頸部及び体部+HPV検査追加	〃	14,775円
	検体不適正 (個別検診受診後、再検査)	〃	1,573円
	検体不適正 (集団検診受診後、再検査)	〃	7,551円
(4) 乳がん検診		〃	15,180円

(2) 受診者負担金が掛かる者である場合

区 分			単 価 (消費税及び地方消費税相当額を含む。)
(1) 胃がん検診	胃部エックス線検査	1人当たり	9,977円
	胃がんリスク層別化検査	〃	4,983円
	胃内視鏡検査	〃	13,091円

(2) 大腸がん検診	便潜血検査	〃	3,774 円
	便潜血検査 (大腸がんセット検診)	〃	1,418 円
(3) 子宮がん検診	頸部のみ	〃	5,651 円
	頸部及び体部	〃	8,179 円
	頸部+HPV検査追加	〃	8,547 円
	頸部及び体部+HPV検査追加	〃	11,075 円
	検体不適正 (個別検診受診後、再検査)	〃	1,573 円
	検体不適正 (集団検診受診後、再検査)	〃	7,551 円
(4) 乳がん検診		〃	11,380 円

2 予定数量及び予定総額（推定総額）

(1) 受診者が次に掲げる者のいずれかに該当する場合

ア 75歳以上の者

イ 生活保護法による被保護世帯に属する者

ウ 市民税非課税世帯に属する者

エ 新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業に基づく対象者であって、子宮頸がん検診及び乳がん検診無料クーポン券を持参したもの

区 分		予定数量	予定総額 (消費税及び地方消費税相当額を含む。)
(1) 胃がん検診	胃部エックス線検査	30 人	398,310 円
	胃がんリスク層別化検査	120 人	789,960 円
	胃内視鏡検査	70 人	1,217,370 円
(2) 大腸がん検診	便潜血検査	85 人	431,290 円
	便潜血検査 (大腸がんセット検診)	900 人	1,726,200 円
(3) 子宮がん検診	頸部のみ	75 人	566,325 円
	頸部及び体部	5 人	54,395 円
	頸部+HPV検査追加	95 人	1,087,465 円
	頸部及び体部+HPV検査追加	10 人	147,750 円
	検体不適正 (個別検診受診後、再検査)	1 人	1,573 円
	検体不適正	1 人	7,551 円

	(集団検診受診後、再検査)		
(4) 乳がん検診		185 人	2,808,300 円

(2) 受診者負担金が掛かる者である場合

区 分		予定数量	予定総額 (消費税及び地方消費税相当額を含む。)
(1) 胃がん検診	胃部エックス線検査	25 人	249,425 円
	胃がんリスク層別化検査	1,450 人	7,225,350 円
	胃内視鏡検査	45 人	589,095 円
(2) 大腸がん検診	便潜血検査	45 人	169,830 円
	便潜血検査 (大腸がんセット検診)	1215 人	1,722,870 円
(3) 子宮がん検診	頸部のみ	85 人	480,335 円
	頸部及び体部	40 人	327,160 円
	頸部+HPV検査追加	500 人	4,273,500 円
	頸部及び体部+HPV検査追加	330 人	3,654,750 円
	検体不適正 (個別検診受診後、再検査)	0 人	0 円
	検体不適正 (集団検診受診後、再検査)	0 人	0 円
(4) 乳がん検診		280 人	3,186,400 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	80
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 健康課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 6 5 (直通)		
契 約 案 件 名	都城市肝炎ウイルス検診業務委託		
案 件 の 概 要	健康増進法（平成14 年法律第103号）に基づき、40歳以上の市民を対象に、肝炎の主な原因となるウイルス感染を調べる検診業務を委託するもの		
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市姫城町8街区23号 [名 称] 一般社団法人都城市北諸県郡医師会		
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、健康増進法（平成14年法律第103号）に基づき、40歳以上の市民を対象に、肝炎の主な原因となるウイルス感染を調べる検診を行うものである。</p> <p>しかし、市には、具体的にどの医療機関が肝炎ウイルス検診を実施できるのか、また、各医療機関の受入可能件数がどの程度あるのかなどの情報が少ないため、本業務の実施に当たっては、実施機関の選定を含めて委託する必要がある。</p> <p>また、本事業の性質上、実施状況の把握のため、個々の医療機関と契約するよりも、窓口を一本化し、市との緊密な連絡体制をとることが望ましい。</p> <p>以上の理由により、都城北諸圏内の医師の多くが所属し、それぞれの医療機関の実施状況を把握している上記法人と随意契約するものである。</p>		
契 約 締 結 日	令和5年6月1日		
契 約 金 額	執行見込総額	5, 3 8 0, 5 0 0 円	
	単価契約	単価	予定数量
	B型+C型	3587 円	1 5 0 0 人
			合計 5, 380, 500

令和5年度 随意契約理由書

番号	81
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 健康課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 6 5 (直 通)													
契 約 案 件 名	骨粗しょう症検診業務委託													
案 件 の 概 要	健康増進法（平成14年法律第103号）に基づいて実施する、本市の令和5年度骨粗しょう症検診について、業務委託するもの													
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市姫城町8街区23号 [名 称] 一般社団法人都城市北諸県郡医師会													
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は健康増進法（平成14年法律第103号）に基づいて実施する骨粗しょう症検診業務を委託するものである。 本業務は受診者に対し検診結果を基に日常生活の体調管理等の事後指導を行い、受診後の更なる健康増進を促す必要があることから、受診者の利益を考慮した場合、過去の受診記録を活用できる体制が望ましい。 このことから、令和4年度以前に本業務委託を行った都城健康サービスセンターの指定管理者である上記法人と随意契約するものである。													
契 約 締 結 日	令和5年6月1日													
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">執行見込総額</td> <td style="text-align: right;">1, 232, 250円</td> </tr> <tr> <td>複数単価契約</td> <td style="text-align: center;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">単価</th> <th style="width: 20%;">予定数量</th> <th style="width: 30%;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【骨粗しょう症検診】・生活保護法による被保護世帯に属する者・市民税非課税世帯に属する者</td> <td style="text-align: center;">1650円 90</td> <td style="text-align: right;">148,500</td> </tr> <tr> <td>【骨粗しょう症検診】上記以外の者</td> <td style="text-align: center;">1250円 867</td> <td style="text-align: right;">1,083,750</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </table>	執行見込総額	1, 232, 250円	複数単価契約	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">単価</th> <th style="width: 20%;">予定数量</th> <th style="width: 30%;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【骨粗しょう症検診】・生活保護法による被保護世帯に属する者・市民税非課税世帯に属する者</td> <td style="text-align: center;">1650円 90</td> <td style="text-align: right;">148,500</td> </tr> <tr> <td>【骨粗しょう症検診】上記以外の者</td> <td style="text-align: center;">1250円 867</td> <td style="text-align: right;">1,083,750</td> </tr> </tbody> </table>	単価	予定数量	合計	【骨粗しょう症検診】・生活保護法による被保護世帯に属する者・市民税非課税世帯に属する者	1650円 90	148,500	【骨粗しょう症検診】上記以外の者	1250円 867	1,083,750
執行見込総額	1, 232, 250円													
複数単価契約	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">単価</th> <th style="width: 20%;">予定数量</th> <th style="width: 30%;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【骨粗しょう症検診】・生活保護法による被保護世帯に属する者・市民税非課税世帯に属する者</td> <td style="text-align: center;">1650円 90</td> <td style="text-align: right;">148,500</td> </tr> <tr> <td>【骨粗しょう症検診】上記以外の者</td> <td style="text-align: center;">1250円 867</td> <td style="text-align: right;">1,083,750</td> </tr> </tbody> </table>	単価	予定数量	合計	【骨粗しょう症検診】・生活保護法による被保護世帯に属する者・市民税非課税世帯に属する者	1650円 90	148,500	【骨粗しょう症検診】上記以外の者	1250円 867	1,083,750				
単価	予定数量	合計												
【骨粗しょう症検診】・生活保護法による被保護世帯に属する者・市民税非課税世帯に属する者	1650円 90	148,500												
【骨粗しょう症検診】上記以外の者	1250円 867	1,083,750												

令和5年度 随意契約理由書

番号	82
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 教育総務課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 3 (直通)
契 約 案 件 名	高城小学校エレベーター部品取替修繕
案 件 の 概 要	台風14号により浸水被災した高城小学校エレベーターの部品取替修繕
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡県福岡市博多区上呉服町10番10号 [名 称] 株式会社日立ビルシステム 西日本支社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>令和4年9月18日の台風14号の影響で高城小学校のエレベーターが被災した。</p> <p>運転機能復旧のための修繕は、上記事業者により令和5年3月に完了したが、一部機能が未だ使用停止状態にあるため、今後の学校運営及び児童の安全面を考えると、早急の対応が必要である。</p> <p>なお、エレベータの仕様・構造はメーカーごとに異なり、保守管理等についても各メーカーが直接又は専門のサービス会社を設立し、一貫した体制で行っている。</p> <p>このため、仮に他の事業者へ修繕を依頼した場合、事故発生時に速やかな対応が行えず、学校運営や児童の安全面に多大な影響を与える可能性があり、その責任の所在も不明確となる。</p> <p>以上の理由により、当該エレベータの保守事業者である上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年6月1日
契 約 金 額	1, 6 3 9, 0 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	83
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 フィロソフィ推進課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 7 1 6 3 (直通)
契 約 案 件 名	監督者研修 (コーチング) 業務委託
案 件 の 概 要	副主幹級の職員を対象に、仕事及び部下の管理・監督に関する原理・原則を体系的に習得させ、能率的な行政運営を確保するために必要な管理・監督能力を育成するために行う研修の業務委託
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都渋谷区恵比寿南2-19-11 [名 称] 一般社団法人 トラストコーチング
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本研修は、副主幹級の職員を対象にした、能率的な行政運営を確保するために、必要な仕事及び部下の管理・監督能力を育成する「コーチング研修」である。</p> <p>研修は、講師・研修内容によりその効果が左右されるため、その性質上競争入札に適さない。</p> <p>上記事業者は、コーチングスキルの習得により、能力を最大限に引き出して仕事を戦略的に推進し、周囲の人々の信頼を得ることを目指した研修を行っている。その研修は、市が掲げる人材育成基本方針に則った内容であり、求められる職員像のうちの、パブリック志向、イノベーション志向、ベンチャー志向及びプロフェッショナル志向を持つ職員の育成に直結するものである。</p> <p>都城市では平成30年度から継続して同事業者の研修を行っており、仮に他の事業者に委託した場合、フィロソフィを基軸とした市の人材育成基本方針との統一性や研修内容の一貫性が失われることによる混乱と研修成果レベルの低下を招く恐れがある。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約をするものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年6月2日
契 約 金 額	1, 0 1 6, 4 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	84
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 企業立地課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 5 3 (直通)
契 約 案 件 名	小規模工業団地測量設計業務委託
案 件 の 概 要	工業団地整備に係る計画地の地形測量と境界測量を行う測量業務及び、基本設計及び実施設計を完成させ開発行為許可申請図書を作成する設計業務を委託するもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市中村東三丁目4番46号 [名 称] 日本工営都市空間株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当</p> <p>本業務は、測量業務として工業団地整備に係る計画地の地形測量と境界測量を実施するものである。また、設計業務として、開発行為許可申請に必要な都市計画法第32条に基づく関係機関との協議を整え、基本設計及び実施設計を完成させ、その同意を得た上で開発行為許可申請図書を作成する業務である。</p> <p>都城志布志道路の宮崎区間の令和6年度開通が発表されたことで、近年、本市への立地を望まれる企業が大幅に増加したものの、令和4年度に完成した都城インター工業団地桜木地区が同年度中に完売したことで、分譲できる土地を斡旋できない状況となっている。よって、分譲できる新たな工業用地を整備することが急務となっている。</p> <p>このような状況から、本業務を迅速かつ正確に進め、農振除外、農地転用、都市計画変更及び開発行為許可を遅延なく進めるためには、本業務の核となる基本計画、基本設計及び実施設計における現場条件を的確に把握し、当該業務に精通した技術者を配置し、関係機関協議を円滑に完了させる必要がある。</p> <p>上記事業者は、令和4年度に本業務の基本計画の基礎となる「工業系土地利用に係るあり方検討支援業務（第1期・第2期）」を履行したことで、本業務に係る現地踏査を経験し現場条件を的確に把握している。さらには、令和4年度に完成した工業団地の設計業務も履行したことで、本業務に必要な関係機関との協議や資料作成等の知見を十分有しているため、業務を迅速かつ円滑に進めることができる。これにより、およそ3か月の履行期間短縮が見込まれることから、早期の工業用地の確保が可能となる。</p> <p>以上の理由により、履行期間短縮、成果品質確保、事業費縮減等の観点から、本業務を有利に進められる唯一の事業者であるため、上記事業者と随意契約をするものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年6月2日
契 約 金 額	60,500,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	85
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 学校教育課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 6 1 (直通)
契 約 案 件 名	ウイルス対策ソフト導入業務委託
案 件 の 概 要	ウイルス対策ソフトの更新を行うため、ライセンス取得及びそれに伴うバージョンアップ等作業を行うもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市花繰町20号8番地 [名 称] 株式会社システム・ナイン
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本件は、都城市内の各小中学校に整備されているネットワークにインストールしているウイルス対策ソフトの更新に関する業務を委託するものである。</p> <p>ウイルス対策ソフトの更新は、ネットワークを安全に運用するため必要不可欠な作業であるが、同ネットワークは上記事業者が導入及び設定を実施したものであり、ウイルス対策ソフトについても上記事業者が導入・設定したものである。</p> <p>本業務を上記事業者以外の事業者へ委託した場合、バージョン等作業により障害が発生した際に迅速な対応が難しく、その責任の所在も不明確となるため、同事業者が今回の委託業務を確実に履行することが期待できる唯一の事業者である。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年6月2日
契 約 金 額	2, 9 4 1, 4 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	86
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 資産税課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 4 (直通)
契 約 案 件 名	固定資産標準宅地の時点修正業務委託 (Bブロック)
案 件 の 概 要	地方税法 (昭和25年法律第226号) 附則第17条の2第1項の規定により、地価の変動率を令和6年度固定資産税土地評価に反映させる必要があることから、固定資産標準宅地の鑑定評価価格に修正を加えるための地価変動比率算出の業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市安久町6338番地5 [名 称] 株式会社旭総合コンサルタント
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 固定資産の土地評価は、単に個別地点について行う鑑定評価とは異なり、他の公的土地評価及び隣接標準宅地との均衡を図りつつ、面的に大量に評価を行うものである。業務の履行に当たっては、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づき、3年に一度の基準年度に土地評価の見直しを行い、原則、基準年度の価格を3年間据え置くこととされているが、地価の著しい下落がみられる地域については、据置き年度においても、地方税法の土地の価格の特例により価格の修正を行うこととされている。そのため、Bブロックにおける固定資産標準宅地の鑑定評価価格に修正を加える地価変動比率算出業務 (以下「時点修正」という。) は、令和5年1月1日現在のBブロックの標準宅地の鑑定評価価格に、ブロック内の標準宅地の地価動向を把握した上で修正を行うものであり、令和4年度においてBブロックの鑑定評価業務を受託し、その後もその標準宅地の価格動向に精通している上記事業者が引き続き業務を行うことにより、適正かつ均衡のとれた時点修正を行うことができる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和5年6月5日
契 約 金 額	1, 7 2 7, 0 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	87
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 資産税課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 4 (直通)
契 約 案 件 名	地図情報システムデータファイル変換業務委託
案 件 の 概 要	最新の属性データ（土地マスタ、家屋マスタ、名寄せマスタ及び路線価マスタ）及び図形データ（地番図、家屋図及び路線価図）の変換、各種画像データの更新、各種レイヤ追加、各種システムへの属性データ及び図形データのセットアップ並びにシステム操作研修を行う業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市広島二丁目5番16号 [名 称] 朝日航洋株式会社 宮崎支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、最新の属性データ（土地マスタ、家屋マスタ、名寄せマスタ及び路線価マスタ）及び図形データ（地番図、家屋図及び路線価図）の変換、各種画像データの更新、各種レイヤ追加、各種システムへの属性データ及び図形データのセットアップ並びにシステム操作研修を行う業務を委託するものである。</p> <p>現在、稼働中の固定資産業務支援システム、地図情報システム及び窓口閲覧システムは、上記事業者が開発及び導入し、著作権を有しているものであるため、同事業者以外では、システムへのデータ変換を行うことが困難である。</p> <p>以上の理由により、唯一、本委託業務の確実な履行が可能と認められる上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年6月6日
契 約 金 額	6, 1 6 0, 0 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	88
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 資産税課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 4 (直通)
契 約 案 件 名	固定資産標準宅地の時点修正業務委託 (Aブロック)
案 件 の 概 要	地方税法 (昭和25年法律第226号) 附則第17条の2第1項の規定により、地価の変動率を令和6年度固定資産税土地評価に反映させる必要があることから、固定資産標準宅地の鑑定評価価格に修正を加えるための地価変動比率算出の業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市前田町15街区10の2号 [名 称] 株式会社今村鑑定補償
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>固定資産の土地評価は、単に個別地点について行う鑑定評価とは異なり、他の公的土地評価及び隣接標準宅地との均衡を図りつつ、面的に大量に評価を行うものである。業務の履行に当たっては、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づき、3年に一度の基準年度に土地評価の見直しを行い、原則、基準年度の価格を3年間据え置くこととされているが、地価の著しい下落がみられる地域については、据置き年度においても、地方税法の土地の価格の特例により価格の修正を行うこととされている。そのため、Aブロックにおける固定資産標準宅地の鑑定評価価格に修正を加える地価変動比率算出業務 (以下「時点修正」という。) は、令和5年1月1日現在の標準宅地の鑑定評価価格に、ブロック内の標準宅地の地価動向を把握した上で修正を行うものであり、令和4年度においてAブロックの鑑定評価業務を受託し、その後もその標準宅地の価格動向に精通している上記事業者が引き続き業務を行うことにより、適正かつ均衡のとれた時点修正を行うことができる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年6月6日
契 約 金 額	2, 9 3 7, 0 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	89
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総合政策部 デジタル統括課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 5 6 (直通)
契 約 案 件 名	都城市デジタル技術活用支援事業業務委託
案 件 の 概 要	「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」の推進を図るため、障がい者のデジタル技術活用支援や親子プログラミング講座など、多様な主体がデジタル技術に触れる機会を創出する事業を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市吉尾町77番8 [名 称] 学校法人 都城コア学園
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、障がい者のデジタル活用支援、親子プログラミング講座を行うことで、さまざまな立場の市民がデジタル技術に触れる機会を創出し、地域社会におけるデジタル化の推進を図るものである。</p> <p>業務の実施にあたっては、デジタル分野の専門知識と、受講者の特性やレベルに応じた支援を行う技術が必要となる。</p> <p>上記法人は、ICTエンジニア科を有し、デジタル分野における高い知見・技術を有している。加えて、都城デジタル化推進協議会に参画し、高齢者向け支援の一端を担うとともに、認知症患者や地域住民向けPC教室を行う等、受講者の特性等に配慮した支援の実績とノウハウがある。また、同法人は、社会福祉士、介護福祉士及び看護師の資格を持ち、実務経験がある介護福祉科教員が3名在籍し、障がい者に配慮した対応が可能である。併せて、小学校教員向けのプログラミング教室を実施した経験があり、子ども向けのプログラミング教育にも精通している。このように、同法人は、本業務を適切に履行できる体制が整っている。さらに、高等教育機関の知見を地域に還元し、市と高等教育機関が連携して地域社会の発展に繋がる事業を行うことは、本市の施策の方向性とも一致する。加えて、令和4年度に同法人と業務委託契約を締結した結果、参加者より好評を得ており、継続を望む声がある。</p> <p>以上の理由により、同法人と随意契約をするものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年6月7日
契 約 金 額	1, 100, 000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	90
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 農政部 農村整備課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 9 8 2 (直 通)
契 約 案 件 名	地籍調査事業 第3号 荒襲1期-2地区 一筆地測量・地積測定・地籍図原図等作成及び閲覧業務委託
案 件 の 概 要	都城市吉之元町 荒襲1期-2地区の地籍調査FⅡ-1(一筆地測量) FⅡ-2(地積測定), G(地籍図原図等作成), H工程(閲覧)業務を委託するもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市一万城町41号5番 [名 称] 株式会社 松川測量設計
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当</p> <p>本業務は、令和4年度から実施している都城市吉之元町の一部(字荒襲)の地籍調査の後続工程業務である。</p> <p>本業務は、上記事業者が受注した前工程業務(一筆地調査・細部図根測量等)の成果を基にした最終工程業務であり、前工程業務にて得たデータを利用する。また、資料作成後、地権者の要求に応じて現地へ出向き再測量等の業務を行わなければならない。</p> <p>前工程業務を受注した上記事業者は、現地調査の時間及び工数を最小限に抑えて効率的に本業務を遂行することができる。また、先の工程において業務区域の地権者に認知されており、土地境界をめぐるトラブル等の事情に精通しているため、前工程業務内容を含む具体的説明、閲覧資料の訂正依頼、再測量等に迅速に対応できる。</p> <p>以上の理由により、競争入札に付することが不利と認められるため、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年6月8日
契 約 金 額	21,230,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	91
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 地域振興課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 2 9 5 (直通)
契 約 案 件 名	ウランバートル市青少年受入業務委託
案 件 の 概 要	ウランバートル市青少年受入業務を委託し、送迎のための福岡市内宿泊手配や観光バスの借り上げ等の実施を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市松元町 2 - 4 [名 称] 株式会社 アレンジ
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、ウランバートル市青少年受入業務である。</p> <p>本業務の履行にあたっては、パッケージによらない個別事情に合わせた旅行商品の作成が可能な業者であることが必要である。</p> <p>しかし、それらの要件を満たす事業者は、本市の競争入札参加資格名簿に登載されていないため、競争入札に代え、当該2者での見積合せを行うことにより決定することとし、見積合せを行った結果、上記事業者の見積額が最も安価であった。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年6月9日
契 約 金 額	1, 1 6 9, 1 1 6 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	92
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 高崎総合支所 地域生活課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 6 2 - 1 1 1 1 (内線103)
契 約 案 件 名	都城市江平農村環境改善センター及び高崎江平市民広場高圧引込ケーブル取替修繕
案 件 の 概 要	都城市江平農村環境改善センター及び高崎江平市民広場の高圧引込ケーブルの取替修繕を行うもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市高木町4426番地10 [名 称] 吉行電気管理事務所
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当</p> <p>本業務は、都城市江平農村環境改善センター及び高崎江平市民広場（以下「施設」という）の高圧引込ケーブル取替修繕を行うものである。</p> <p>5月31日、指定管理者である、都城市高崎地区まちづくり協議会の職員から停電の連絡を受け判明したものである。</p> <p>施設の電気保安管理者である、吉行電気管理事務所（以下「事業者」という）に調査依頼を行ったところ埋設ケーブルの経年劣化と判明した。すぐに修理に着手しなければ、施設利用者に多大な迷惑をかけることから、施設の電気設備について熟知しており、本業務の迅速かつ確実な履行が可能であると認められる事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年6月9日
契 約 金 額	1,679,700円

令和5年度 随意契約理由書

番号	93
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 環境森林部 環境施設課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 3 3 1 9 (直通)														
契 約 案 件 名	使用済み乾電池処理処分業務委託														
案 件 の 概 要	都城市リサイクルプラザで回収した使用済み乾電池を適正に処理処分する業務を委託するもの														
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 岡山県倉敷市水島川崎通一丁目5番2 [名 称] JFE条鋼株式会社 水島製造所														
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>都城市リサイクルプラザに集められる使用済み乾電池は、処理処分事業者にてリサイクル処理を行うが、処理するためには、処理処分業務のみならず運搬業務も必要となる。</p> <p>本業務を履行可能な処理処分事業者3者については、それぞれ処理処分施設の所在地が異なり、都城市リサイクルプラザから処理処分施設までの運搬に要する経費が異なることから、本業務の受注者の決定に当たっては、処理費と運搬費とを合算した額についての比較を行わなければ、市にとって有利不利の判断ができない。</p> <p>そこで、競争入札に代え、処理処分事業者3者に対し、当該事業者及び提携している運搬事業者の連名による処理費と運搬費についての見積書の提出による競争を行った結果、上記事業者が提出した見積額が予定価格を下回り、かつ、最も安価であったため、上記事業者と処理処分業務について随意契約するものである。</p>														
契 約 締 結 日	令和5年6月12日														
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">執行見込総額</td> <td colspan="3" style="text-align: right;">2, 0 5 9, 2 0 0 円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">単価契約</td> <td style="border-top: 1px solid black;">単価</td> <td style="border-top: 1px solid black;">予定数量</td> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> </tr> <tr> <td>乾電池処分費</td> <td>42.9 円</td> <td>48000 kg</td> <td style="text-align: right;">2, 059, 200</td> </tr> </table>			執行見込総額	2, 0 5 9, 2 0 0 円			単価契約	単価	予定数量	合計	乾電池処分費	42.9 円	48000 kg	2, 059, 200
執行見込総額	2, 0 5 9, 2 0 0 円														
単価契約	単価	予定数量	合計												
乾電池処分費	42.9 円	48000 kg	2, 059, 200												

令和5年度 随意契約理由書

番号	94
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 環境森林部 環境施設課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 3 3 1 9 (直通)														
契 約 案 件 名	使用済み乾電池運搬業務委託														
案 件 の 概 要	都城市リサイクルプラザで回収した使用済み乾電池を適正に運搬する業務を委託するもの														
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 岡山市南区中畦 8 8 9 - 1 [名 称] 有限会社 相互運輸														
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>都城市リサイクルプラザに集められる使用済み乾電池は、処理処分事業者にてリサイクル処理を行うが、処理するためには、処理処分業務のみならず運搬業務も必要となる。</p> <p>本業務を履行可能な処理処分事業者3者については、それぞれ処理処分施設の所在地が異なり、都城市リサイクルプラザから処理処分施設までの運搬に要する経費が異なることから、本業務の受注者の決定に当たっては、処理費と運搬費とを合算した額についての比較を行わなければ、市にとって有利不利の判断ができない。</p> <p>そこで、競争入札に代え、処理処分事業者3者に対し、当該事業者及び提携している運搬事業者の連名による処理費と運搬費についての見積書の提出による競争を行った結果、上記事業者が提出した見積額が予定価格を下回り、かつ、最も安価であったため、上記事業者と運搬業務について随意契約するものである。</p>														
契 約 締 結 日	令和5年6月12日														
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">執行見込総額</td> <td colspan="3" style="text-align: right;">5 5 0 , 0 0 0 円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">単価契約</td> <td style="text-align: center; border-top: 1px solid black;">単価</td> <td style="text-align: center; border-top: 1px solid black;">予定数量</td> <td style="text-align: center; border-top: 1px solid black;">合計</td> </tr> <tr> <td>乾電池処分費</td> <td style="text-align: center;">137500 円</td> <td style="text-align: center;">4 回</td> <td style="text-align: center;">550,000</td> </tr> </table>			執行見込総額	5 5 0 , 0 0 0 円			単価契約	単価	予定数量	合計	乾電池処分費	137500 円	4 回	550,000
執行見込総額	5 5 0 , 0 0 0 円														
単価契約	単価	予定数量	合計												
乾電池処分費	137500 円	4 回	550,000												

令和5年度 随意契約理由書

番号	95
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 福祉部 保護課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 6 4 (直 通)
契 約 案 件 名	令和5年度医療扶助オンライン資格確認導入に係るシステム改修及び統合専用端末設定作業業務委託
案 件 の 概 要	全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法の一部を改正する法律（令和3年6月11日法律第66号）第8条に基づき、生活保護法（昭和25年法律第144号）の一部改正が施行されたこと受け、医療扶助についてマイナンバーカードを利用したオンライン資格確認を導入するものである。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市高千穂通一丁目6番38号 [名 称] 行政システム九州株式会社 宮崎支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本案件を実施するためには、既に導入及び稼働している生活保護システム「WE L+」とレセプト管理システムの改修とこれらシステムの改修内容を踏まえた専用端末の新規設置を行う必要がある。これには既存の設備等の機能を損なうことなく故障発生時の原因究明や故障修理などの適正な対処がなされること、また特定個人情報の慎重かつ適正な取扱いを熟知していることなどが求められる。 上記システム等は上記事業者が開発・導入したものであることから同事業者でなければ適切かつ確実な履行が期待できない。 以上の理由から、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和5年6月13日
契 約 金 額	2, 7 5 6, 6 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	96
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 1 5 (直通)
契 約 案 件 名	緑の村管理棟外2施設家具什器製作設置業務委託
案 件 の 概 要	緑の村管理棟外2施設の家具什器製作設置業務
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎県都城市牟田町15-4 [名 称] 都城家具工業会
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、関之尾公園リニューアル事業における観光交流拠点施設整備に伴い、緑の村管理棟外2施設に設置する家具及び什器のデザイン、製作及び設置等を行う業務である。</p> <p>関之尾公園は県立自然公園にあるため、新しく整備する建物については、自然景観を損なわず周辺環境と調和するよう一体的なデザインの建築設計となっている。</p> <p>その建物内に設置する家具等についても、県産材を用いて木の温もりを感じられる空間を演出すると共に、機能的で長く使える使い勝手と愛着のある家具等を調達する必要がある。</p> <p>上記事業者は、木製家具やステンレス加工などの都城圏域にある10社が加盟する事業者であり、既製家具から特注家具まで数多く手掛けており、これまで都城市立図書館や道の駅都城などのオーダー家具の製作・開発にも取り組んでいる。県産材の素材としての特性を十分に理解し、建築設計における全体コンセプトやデザインに対する正確な考えを基に、使いやすく親しみやすい機能的で調和のとれた家具等の適切かつ円滑な製作及び設置が期待できる。</p> <p>また、数多くある木製家具等の修繕や定期点検などを、上記事業者に1本化することが可能となり、管理面での負担軽減も期待できる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年6月13日
契 約 金 額	26,595,800円

令和5年度 随意契約理由書

番号	97
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 1 5 (直通)
契 約 案 件 名	母智丘公園広場給水配管漏水修繕
案 件 の 概 要	母智丘公園広場の給水配管の漏水修繕を行うもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市宮丸町2861番地1 [名 称] 有限会社 澤井設備
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本修繕は、母智丘公園の広場の給水配管漏水修繕を行うものである。当該箇所は、経年劣化による配管損傷が起こり漏水が生じていることが判明したため、利用者の安全確保、経費削減の観点から早急な対応が必要となった。</p> <p>上記事業者は、母智丘公園内の水道設備保守管理業者であり、当該公園内の水道設備のノウハウに長けているため、迅速な対応が望める。</p> <p>以上の理由より、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年6月13日
契 約 金 額	1, 3 2 0, 0 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	98
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総合政策部 国スポ・障スポ準備課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 9 6 (直通)
契 約 案 件 名	デジタル技術を活用したスポーツ人口拡大事業委託
案 件 の 概 要	デジタル田園都市国家構想交付金の対象事業として実施する「デジタル技術を活用したスポーツ人口拡大事業」を実施するために業務を委託するもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市姫城町6街区21号 [名 称] 一般社団法人 都城市スポーツコミッション
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本事業は、子ども達がスポーツを始めるきっかけを作るために、デジタル田園都市国家構想交付金の対象事業として実施する「デジタル技術を活用したスポーツ人口拡大事業」を委託するものである。</p> <p>本事業は、DigSports(AIシステム)を活用して、子どもの運動能力を測定し、一人ひとりの長所に応じて、どのスポーツに向いているかを提案し、スポーツを始めるきっかけをつくることを目的としている。</p> <p>上記事業者は、スポーツを軸とした地域振興及び地域経済活性化に取り組むために本市が設立し、本事業を実施するために必要となる競技団体や関係団体とのハブ機能を有する唯一の事業者である。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年6月14日
契 約 金 額	856,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	99
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 職員課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 1 9 (直 通)										
契 約 案 件 名	ストレスチェック検査等業務委託										
案 件 の 概 要	労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条の10の規定に基づき、職員等のストレスチェック検査及び検査結果の集団分析の実施についての業務を委託するもの										
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市姫城町8街区23号 [名 称] 一般社団法人都城市北諸県郡医師会										
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 上記ストレスチェック検査等は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条の10の規定により事業所に義務付けられたものである。 本業務は、職員のメンタルヘルスダウンを未然に防止する等の健康管理を目的に実施するものであり、毎年行っている職員の定期健康診断の結果と併せて分析等を行うとともに、検査結果等を同様に管理していく必要がある。現在、職員の定期健康診断は都城健康サービスセンターで実施しており、同センターの指定管理者は上記法人となっている。 以上の理由により、上記法人と随意契約するものである。										
契 約 締 結 日	令和5年6月14日										
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">執行見込総額</td> <td style="text-align: right;">1, 1 0 4, 4 0 0 円</td> </tr> <tr> <td>複数単価契約</td> <td style="text-align: center;">単価 予定数量 合計</td> </tr> <tr> <td>ストレスチェック検査</td> <td style="text-align: right;">550 円 2000 人 1, 100, 000</td> </tr> <tr> <td>調整費・データ管理費</td> <td style="text-align: right;">3300 円 1 回 3, 300</td> </tr> <tr> <td>集団分析費</td> <td style="text-align: right;">1100 円 1 回 1, 100</td> </tr> </table>	執行見込総額	1, 1 0 4, 4 0 0 円	複数単価契約	単価 予定数量 合計	ストレスチェック検査	550 円 2000 人 1, 100, 000	調整費・データ管理費	3300 円 1 回 3, 300	集団分析費	1100 円 1 回 1, 100
執行見込総額	1, 1 0 4, 4 0 0 円										
複数単価契約	単価 予定数量 合計										
ストレスチェック検査	550 円 2000 人 1, 100, 000										
調整費・データ管理費	3300 円 1 回 3, 300										
集団分析費	1100 円 1 回 1, 100										

令和5年度 随意契約理由書

番号	100
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 企業立地課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 5 3 (直通)
契 約 案 件 名	小規模工業団地用地取得業務委託
案 件 の 概 要	新たな工業団地の候補地となる用地の取得にかかる交渉及び契約、登記事務等の業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市姫城町6街区21号 [名 称] 都城市土地開発公社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、新工業団地の候補用地の所有権移転登記等を行うために土地等登記簿謄本並びに所有者の住民票及び戸籍謄本等を受領すること、また、所有者又は相続者を確定した後に用地取得にかかる交渉、契約、及び登記事務を行う業務である。</p> <p>新工業団地の整備事業は公益性が高く、本市が事業主体として実施しているが、候補地選定については、令和4年度から場所の特定を進めてきている。</p> <p>本業務の契約の相手方の選定については、その公益性の高さから、業務の本質及び目的が競争入札に適さないため、本市に代わって業務遂行が出来る団体である必要がある。</p> <p>以上の点を考慮し、公有地の拡大の推進に関する法律第17条第2項第2号の規定に該当し、本市に代わって公共用地取得事務を行うことができる専門的な団体として設立した上記団体と随意契約をするものである。</p> <p>※公有地の拡大の推進に関する法律より抜粋</p> <p>第17条 土地開発公社は、第十条第一項の目的を達成するため、次に掲げる業務の全部又は一部を行うものとする。</p> <p>2 土地開発公社は、前項の業務の他、当該業務の遂行に支障のない範囲内において、次に掲げる業務を行うことができる。</p> <p>(2) 国、地方公共団体その他公共的団体の委託に基づき、土地の取得のあつせん、調査、測量その他これらに類する業務を行うこと。</p>
契 約 締 結 日	令和5年6月15日
契 約 金 額	3, 195, 500円

令和5年度 随意契約理由書

番号	101
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 スポーツ政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 6 (直通)
契 約 案 件 名	「キャンプ地都城DAY」イベント開催業務委託
案 件 の 概 要	東京ドームで開催される「キャンプ地都城DAY」イベントの開催業務委託を行うもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市都北町5 2 2 5 番地1 [名 称] 都城プロ野球キャンプ協力会
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、令和5年2月の読売巨人軍ファームキャンプを実施した縁で開催する、「キャンプ地都城DAY」を東京ドームで実施するものである。</p> <p>令和5年2月の読売巨人軍ファームキャンプは、民間主導で設立された都城プロ野球キャンプ協力会（以下、「協力会」という。）が中心となり、おもてなし業務等を受託し、運営した。</p> <p>読売巨人軍キャンプは令和6年2月に実施予定であるが、令和7年度以降は未定であり、本市としては継続してキャンプを実施してもらう必要がある。そのためには関係性の更なる構築が必要であり、今回のキャンプ地都城DAYを通じ、読売巨人軍との関係性をより強固なものとする狙いがあり、キャンプで関係性を築いてきた協力会に業務を委託することで、関係性構築の本来の目的が達成される。</p> <p>以上の理由により、協力会と随意契約を行うものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年6月15日
契 約 金 額	4, 9 9 1, 2 5 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	102
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 土木部 道路公園課 [電 話 番 号] 0986-23-2775 (直通)
契 約 案 件 名	川の駅公園 特殊自転車
案 件 の 概 要	川の駅公園で使用する特殊自転車 (かるがもサイクル等のおもしろ自転車、マウンテンバイク等) の購入
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市鷹尾5丁目1-21 [名 称] 宮崎県自転車商協同組合都城支部
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>川の駅公園では、おもしろ自転車等の特殊自転車やマウンテンバイク等の各種自転車を多数保有しており、市内外の多くの子供連れ等の住人に親しまれている。</p> <p>これらの各種自転車は、不特定多数の者が使用するため消耗も激しく、安全のための適切なメンテナンスが必須である。</p> <p>上記組合は都城市内において自転車業を営む多くの事業者が在籍する組合であり、豊富な実績と技術を有している。また、川の駅公園の各種自転車の販売や修繕を長年行っているため、購入後の定期的なメンテナンスや故障した際に迅速な対応が可能である。</p> <p>以上の理由により、上記組合と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年6月15日
契 約 金 額	1,902,120円

令和5年度 随意契約理由書

番号	103
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 環境森林部 環境政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 3 0 (直通)
契 約 案 件 名	都城市斎場火葬炉設備保守点検業務委託
案 件 の 概 要	都城市斎場の火葬炉、再燃焼炉、排気装置、燃焼機器、電気制御機器、付属部品等の点検業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 富山県富山市奥田新町12番3号 [名 称] 株式会社 宮本工業所
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、火葬炉、再燃焼炉、排気装置、燃焼機器、電気制御機器、付属部品等の点検を行うものである。</p> <p>これらの火葬炉設備は、上記事業者の設計仕様に基づき施工している極めて特殊な設備である。</p> <p>このため、仮に他の事業者が本業務を履行した場合、点検作業、点検に要する機器及び部品の交換時期の判断、部品の調達等の問題から、火葬炉の使用に著しい支障を来すおそれがあり、また、設置事業者の性能保証も得られない。</p> <p>以上の理由により、火葬炉設備を導入した上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年6月16日
契 約 金 額	550,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	104
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 土木部 維持管理課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 5 2 (直通)
契 約 案 件 名	令和5年度 都城市道路台帳更新業務委託
案 件 の 概 要	道路管理事務の効率化及び道路の適正な維持管理を図るため、平成26年度に構築した新道路台帳システムについて、道路改良等による路線形状や延長等の変更に伴うデータ更新業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市広島二丁目10番20号 [名 称] 株式会社 パスコ 宮崎支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、令和4年度に道路形状等の変更があった路線と令和3年度以前に道路形状等の変更があった路線の修正を行うものである。</p> <p>本業務の履行に当たっては、システムの専門知識を有することや、設定内容を十分に理解していることが不可欠であるため、本システムを導入した上記事業者でなければ、トラブルが生じた場合の迅速な原因究明が困難となり、適切かつ確実な履行が期待できない。</p> <p>また、道路管理システムを導入した上記事業者が航空写真と道路台帳図データを作成しているため、同事業者が受注した場合、短期間で未修正路線の探索が可能であり、データについては、高い信頼度を得ることができる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年6月16日
契 約 金 額	17,215,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	105
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 生涯学習課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 5 (直通)
契 約 案 件 名	都城市公立公民館 公衆無線LAN環境整備構築業務委託
案 件 の 概 要	地区公民館4施設に公衆無線LAN環境を整備し、施設利用者が無料Wi-Fiを利用できるようにするもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市中町1街区7号 [名 称] BTV株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、地域コミュニティの拠点である地区公民館にインターネット環境を整備し、オンライン学習や地域活動、公共施設等予約システム(令和5年度導入予定)等に対応するために必要なWi-Fi機器の設置及び回線引込工事等を行うものである。</p> <p>本業務の履行に当たっては、Wi-Fi環境に異常が生じた際に、責任の所在を明確にし、迅速な原因調査及び復旧対応するため、光回線敷設事業者とWi-Fi環境構築事業者は同一事業者であることが望ましい。</p> <p>上記事業者は、市内全域に光回線網を保有し、Wi-Fi環境構築事業も行うことができる市内に本店を有する唯一の事業者であり、今回整備する4地区公民館以外の地区公民館にWi-Fi環境を構築した事業者でもある。</p> <p>仮に、光回線敷設事業者とWi-Fi環境構築事業者が異なる場合、原因調査及び復旧対応が遅れ、施設の利用に支障が生じる恐れがある。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年6月16日
契 約 金 額	5,611,100円

令和5年度 随意契約理由書

番号	106
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 総合政策課 国スポ・障スポ準備室 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 9 6 (直通)
契 約 案 件 名	デジタル技術を活用したスポーツ人口拡大事業備品一式
案 件 の 概 要	デジタル田園都市国家構想交付金の対象事業として実施する「デジタル技術を活用したスポーツ人口拡大事業」を実施するために必要備品を購入するもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡市中央区赤坂1-16-10 [名 称] 株式会社電通九州
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本事業は、子ども等がスポーツを始めるきっかけをつくるため、デジタル田園都市国家構想交付金の対象事業として、デジタル技術を活用したDig Sportsを利用して実施するものである。</p> <p>Dig Sportsは利用者の動きを3次元センサー、モニター、独自のAIで測定し、分析するプログラムを搭載したシステムで、上記事業者のグループ企業である株式会社電通国際情報サービスが開発した、唯一のものである。</p> <p>また、九州でDig Sportsを導入する場合、株式会社電通国際情報サービスのグループ企業である上記事業者が唯一の販売代理店となる。そのため、Dig Sportsを利用し、正常及び安定稼働させるためには、上記事業者が指定するパソコン及び測定機器等を一式で導入することが必要である。</p> <p>さらに、上記事業者が指定したもの以外を導入した場合、障害等に関する基本サポートを受けることができない。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年6月19日
契 約 金 額	2, 7 4 9, 1 2 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	107
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 環境森林部 環境政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 3 0 (直 通)
契 約 案 件 名	畜産バイオマス発電推進業務委託
案 件 の 概 要	畜産バイオマス発電推進業務を委託し、市内の畜産農家に合わせた設備導入可能性調査及び概略モデルの作成、事業構想の検討及び導入全体構想の策定等を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 北海道帯広市東2条南4丁目10番地 [名 称] バイオマスリサーチ株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、畜産バイオマス発電設備の導入可能性について、設備導入可能性調査及び概略モデルの作成、事業構想の検討及び導入全体構想の策定等の業務である。</p> <p>本業務の履行に当たっては、関連業務の実績に基づく専門的知識やノウハウを踏まえたアドバイス、提言等、高い企画力・提案力が必要であるため、公募型プロポーザル方式により選定を行うこととした。</p> <p>本プロポーザルは、令和5年4月19日に実施要領等を公告し、その結果4者から応募があり、参加資格審査を経て、当該4者による技術提案書に基づく書類審査を5月31日に実施した。</p> <p>書類審査では、あらかじめ規定された評価項目に基づき価格審査及び企画審査を行い、審査の結果、上記事業者を優先交渉者として選定した。</p> <p>以上の理由により、本プロポーザルの優先交渉者である上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年6月19日
契 約 金 額	15,477,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	108
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 環境森林部 環境政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 3 0 (直通)
契 約 案 件 名	都城市環境美化の日等参加者保険
案 件 の 概 要	「市民一斉清掃・都城市環境美化の日」及び県民総ぐるみ運動「クリーンアップ宮崎」における参加者の傷害・賠償責任保険に加入するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市郡元四丁目24番地3 [名 称] 有限会社ビーフォーユー
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>当該契約は、傷害保険及び賠償責任保険に加え、夏場の作業による熱中症等への医療保険が必要となる特殊な仕様であるが、業務の履行可能な業者が競争入札参加資格事業者名簿に登録されていない。</p> <p>そこで、名簿外ではあるものの市内保険会社4者に見積書の提出を依頼したところ、3者については上記仕様を満たす保険の取扱いがない旨の回答であった。</p> <p>見積書の提出があった上記事業者の保険商品は、本件仕様書の内容に合致したため、同事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年6月19日
契 約 金 額	1,012,490円

令和5年度 随意契約理由書

番号	109
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 資産税課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 4 (直通)
契 約 案 件 名	固定資産業務支援システム用サーバー更新業務委託
案 件 の 概 要	固定資産評価 (スマートアシスト) システム用サーバー機器の保守契約終了に伴い、個別専用サーバー設置方式から仮想空間サーバー (情報政策課管理) 方式に変更するとともに、現在、稼働中のシステム及びデータの移行作業を業務委託するもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市広島二丁目5番16号 [名 称] 朝日航洋株式会社 宮崎支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 現在、稼働中のシステムは、上記事業者が開発及び導入し、著作権を有しているものであるため、サーバー更新に伴うシステム及びデータ移行等の環境設定は、同事業者以外困難である。 以上の理由により、唯一、本委託業務の確実な履行が可能と認められる上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和5年6月20日
契 約 金 額	3, 8 2 8, 0 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	110
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 1 5 (直通)
契 約 案 件 名	ソフトバンクホークススポンサーゲーム協賛
案 件 の 概 要	本市の認知度向上及び肉と焼酎を中心とした物産の振興を図るため、福岡PayPayドームで開催されるプロ野球公式戦を協賛するもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡県福岡市中央区地行浜2-2-2 [名 称] 福岡ソフトバンクホークス株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、本市の認知度向上及び肉と焼酎を中心とした物産の振興を図るため、福岡PayPayドーム（以下「ドーム」という）で開催されるプロ野球公式戦を協賛するものである。</p> <p>福岡ソフトバンクホークス（以下「ソフトバンク」という）は、九州唯一のプロ野球球団として、本拠地である福岡県のみならず九州全体に対して高いブランド力を有する。そのため、ソフトバンクのホーム球場であるドームでの公式戦を協賛することは、本市の知名度向上と物産振興を図る上で高い効果が期待される。また、ドームの管理運営は上記事業者が行っているため、契約（協賛申し込み）の相手方は同事業者に特定される。</p> <p>以上のことから、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年6月20日
契 約 金 額	8,990,124円

令和5年度 随意契約理由書

番号	111
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 スポーツ政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 6 (直 通)
契 約 案 件 名	働き世代スポーツ教室実施業務委託
案 件 の 概 要	1 1 3 0 県民運動（1週間に1回以上、30分の運動・スポーツ）を推進するため、特にスポーツ実施率の低い働き世代を対象に、地域や企業と連携し、スポーツ教室や健康講話等の開催し、スポーツ実施率の向上を図る業務を委託するもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市高城町穂満坊2492 [名 称] NPO法人都城ぼんちスポーツクラブ
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本事業は、1130県民運動（1週間に1回以上、30分の運動・スポーツ）を推進することを目的に、スポーツ実施率の低い働き世代を対象にしたスポーツ教室や健康講話等を実施するものである。</p> <p>本事業を進めるには、地域住民・団体や企業との十分な調整・連携を図る必要があるため、国・県が推奨している多種目・多世代・多志向の基本理念を掲げ地域に密着した、市内にある3つの県登録の総合型地域スポーツクラブに確認したところ、上記クラブ以外の2つのクラブからは、本事業の遂行は困難であるとの申し出があった。</p> <p>上記スポーツクラブは、これまで、県単独モデル事業である「スポーツ習慣化促進モデル事業」の3ヵ年の受託実績や、本市の「スポーツ習慣化促進事業」の実行委員会の中心的な役割を担っており、本事業と既存事業との整合を図ることが可能である。</p> <p>また、上記スポーツクラブに委託することにより、県及び県スポーツ協会が実施するスポーツイベント・事業との連携が図られ、より高い効果を期待できる。</p> <p>以上の理由により、上記スポーツクラブと随意契約するものである</p>
契 約 締 結 日	令和5年6月20日
契 約 金 額	1, 190, 000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	112
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 土木部 維持管理課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 5 2 (直通)
契 約 案 件 名	令和5年度 都城市道路施設トンネル定期点検支援業務委託
案 件 の 概 要	道路トンネルについて5年に1回ごとの定期点検を行うことが義務化されたことに伴い、「道路トンネル定期点検要領（平成26年6月国土交通省道路局）」に基づき定期点検を支援する業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市旭1丁目2番2号 [名 称] 公益財団法人 宮崎県建設技術推進機構
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>平成25年6月の道路法改正を受けて平成26年7月に施行された道路法施行規則において、管理する道路トンネル（以下「管理トンネル」という。）について、5年ごとに1回の定期点検を行うことが各道路管理者に義務付けされた。</p> <p>また、道路トンネルに係る定期点検については、全国的に統一した点検・診断を行うため、「道路トンネル定期点検要領（平成26年6月国土交通省道路局。以下「要領」という。）」により基準化された。</p> <p>本件は、これに基づいて、管理トンネルに係る今年度の定期点検業務に関し、本市の事務及び業務負担の軽減等を図るために、定期点検に係る発注業務、点検業者の指導・管理及び成果品検収業務等の一連の業務（以下「支援業務」という。）を委託するものである。</p> <p>本業務の履行に当たっては、全ての支援業務において、要領に基づく確かな履行が可能である経験豊富な技術者を多数有している必要がある。この点、上記法人は、県及び市町村の土木、建築等に係る業務執行体制を補完・支援するために平成12年に設立され、県及び市町村に対し土木、建築等に関する技術相談支援、積算支援、災害等緊急時支援、施工管理支援、工事検査支援など数々の業務支援実績を有し、その技術力は信頼できるものである。</p> <p>よって、本市が求める要件を満たし、本件の業務を適切かつ確実に履行できる事業者は、上記法人のみであり、同法人に委託することで、点検結果（報告書様式や添付写真等含む。）や健全度の診断において、高い品質の点検成果が期待できる。</p> <p>以上の理由により、上記法人と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年6月20日
契 約 金 額	11,821,700円

令和5年度 随意契約理由書

番号	113
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 土木部 維持管理課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 5 2 (直 通)
契 約 案 件 名	令和5年度 都城市道路橋及び横断歩道橋定期点検支援業務委託
案 件 の 概 要	橋梁等の道路施設について5年に1回ごとの定期点検を行うことが法定化されたことに伴い、「道路橋定期点検要領」及び「横断歩道橋定期点検要領」に基づき定期点検を支援する業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市旭1丁目2番2号 [名 称] 公益財団法人 宮崎県建設技術推進機構
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>平成25年6月の道路法改正を受けて平成26年7月に施行された道路法施行規則において、各道路管理者は、管理する橋梁等の道路施設について、5年ごとに1回の定期点検を行うことが法定化された。</p> <p>また、道路橋等に係る定期点検については、全国的に統一した点検・診断を行うため、「道路橋定期点検要領及び横断歩道橋定期点検要領（以下「要領」という。）」が制定され、基準が示された。</p> <p>本件は、これに基づいて、本市が管理する道路橋等に係る今年度の定期点検業務に関し、本市の事務及び業務負担の軽減等を図るために、定期点検に係る発注業務、点検業者の指導・管理、成果品検収業務等の一連の業務（以下「支援業務」という。）を委託するものである。</p> <p>本業務の履行に当たっては、全ての支援業務において、要領に基づいた確かな履行を可能とする経験豊富な技術者を多数有している必要がある。この点、上記法人は、県及び市町村の土木、建築等に係る業務執行体制を補完・支援するために平成12年に設立され、県及び市町村に対し土木、建築等に関する技術相談支援、積算支援、災害等緊急時支援、施工管理支援、工事検査支援など数々の業務支援実績を有し、その技術力は信頼できるものである。</p> <p>よって、本市が求める要件を満たし、本件の業務を適切かつ確実に履行できる事業者は、上記法人のみであり、同法人に委託することで、点検結果（報告書様式や添付写真等含む。）や健全度の診断において、高い品質の点検成果が期待できる。</p> <p>以上の理由により、上記法人と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年6月20日
契 約 金 額	2, 3 9 1, 4 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	114
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 地域振興課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 3 2 (直通)
契 約 案 件 名	都城市総合文化ホール舞台機構設備修繕
案 件 の 概 要	都城市総合文化ホールの大ホール及び中ホールの舞台機構設備を修繕するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 三重県津市雲出長常町1 1 2 9 番地1 1 [名 称] カヤバCS株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>都城市総合文化ホールの舞台機構設備については、同ホール専用の仕様となっている。</p> <p>現在、舞台機構設備のうち、各種ライト類やスクリーン、天井反射板等を上下に動かす機構のワイヤーロープ類や滑車類について交換時期となっている。</p> <p>上記事業者は、都城市総合文化ホールの舞台機構設備について当初から設計・施工に携わっているため、当該設備全体を把握しており、確実な修繕を履行することができる。</p> <p>また、仮に他事業者が本修繕を行った場合、その後に発生した不具合について、責任の所在が不明確になり、メーカーの保証が受けられなくなるおそれもある。</p> <p>さらに、上記事業者は、舞台機構設備について、指定管理者と保守点検業務委託契約を締結しており、定期的保守点検等に併せて修繕作業をすることで作業費等の経費節減が見込まれる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年6月21日
契 約 金 額	55,440,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	115
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 山之口地域生活課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 5 7 - 3 1 1 1 (直通)
契 約 案 件 名	エレベータ保守点検業務委託
案 件 の 概 要	山之口総合センターのエレベータ保守点検業務委託
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡県福岡市博多区上呉服町10番10号 [名 称] 株式会社日立ビルシステム 西日本支社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>上記事業者は、山之口総合センターのエレベータの施工を行った事業者である。機器の設定や点検に関しては対象機器の専門的な知識が必要不可欠である。また、本業務を他の事業者に委託した場合、障害発生時の速やかな対応が難しく、業務に支障を生じる可能性がある。</p> <p>以上の理由により、上事業者でなければ本業務の適切かつ確実な対応が期待できないことから、同事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年6月21日
契 約 金 額	613,800円

令和5年度 随意契約理由書

番号	116
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 高崎総合支所 地域生活課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 6 2 - 1 1 1 2 (内線)
契 約 案 件 名	都城市高崎福祉保健センター舞台機構シーケンサー交換修繕
案 件 の 概 要	高崎福祉保健センターの舞台機構シーケンサーの交換を行うもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 大阪府大阪市福島区海老江八丁目9番9号 [名 称] 株式会社博電舎
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本件は、高崎福祉保健センター多目的ホールに設置している舞台装置のPLC（シーケンサー）を交換するものである。</p> <p>上記事業者は、当該設備の設置事業者であり、また保守点検の事業者でもあるため、設備全般に精通しており、施工後の監視・点検体制もスムーズに行える。</p> <p>仮に他事業者が本修繕を行った場合、保守事業者と修繕事業者が混在することになり、事故等が発生した際の責任の所在が不明確となる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年6月22日
契 約 金 額	1, 1 1 3, 2 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	117
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 農政部 農産園芸課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 4 2 5 (直通)
契 約 案 件 名	田野頭首工 流量調整設備 ストロークセンサー修繕
案 件 の 概 要	田野頭首工に据え付けてある流量調整設備のストロークセンサーを修繕するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 佐賀県佐賀市高木瀬西六丁目9番1号 [名 称] 株式会社 協和製作所
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>当該流量調整設備は、田野頭首工建設事業の主体であり施設所有者でもある国（農林水産省）が、上記事業者の開発した専用の設備を採用し導入したものである。</p> <p>このため、本業務の履行に当たっては、上記事業者でなければ適切かつ確実な業務を実施することができない。</p> <p>また、仮に他の事業者が本業務を履行し設備に不具合が発生した場合は、責任の所在が不明瞭となるばかりでなく、ダム施設管理に支障を来すおそれもある。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年6月22日
契 約 金 額	1, 8 7 0, 0 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	118
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] ふるさと産業推進局 ふるさと産業推進局 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 4 5 2 (直 通)												
契 約 案 件 名	ふるさと納税に関する業務委託基本契約書												
案 件 の 概 要	ふるさと納税ポータルサイト（以下「ポータルサイト」という、）の一つである上記事業者が運営する「JALふるさと納税」に本市ふるさと納税の申込フォームを開設するもの												
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都港区港南一丁目2番70号 [名 称] 株式会社JALUX												
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 ふるさと納税の手段は、全国的にポータルサイト経由が主流となっている状況（都城市の場合、9割以上）であるため、認知度が一定以上あり、効果的な広告宣伝等による集客及び効率的な寄附獲得を期待できる大手ポータルサイトに申込フォームを開設することが有効である。 その点、大手ポータルサイトの一つである「JALふるさと納税」は、約3,000万人いるJMB会員をメインターゲットとしており2020年のオープン以来、JMB会員を中心に約100,000名を集客している。そして、航空会社の強みを活かして、寄附者の嗜好、ライフスタイルに合わせた特集・宣伝を実施している。本業務の目的に合致した履行を期待できる。 上記の理由により、上記事業者と随意契約するものである。												
契 約 締 結 日	令和5年6月22日												
契 約 金 額	<table border="1"> <tr> <td>執行見込総額</td> <td colspan="3">1,500,000円</td> </tr> <tr> <td>単価契約</td> <td>単価</td> <td>予定数量</td> <td>合計</td> </tr> <tr> <td>寄付金額の8%（税別）</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	執行見込総額	1,500,000円			単価契約	単価	予定数量	合計	寄付金額の8%（税別）	円		
執行見込総額	1,500,000円												
単価契約	単価	予定数量	合計										
寄付金額の8%（税別）	円												

令和5年度 随意契約理由書

番号	119
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 総合政策部 人口減少対策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 5 4 2 (直通)
契 約 案 件 名	移住・定住コールセンター運營業務委託
案 件 の 概 要	移住予定者等の相談者からの電話による問合せを一元的に受け付けるコールセンター運營業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都港区芝5-1-13 MAビル三田II 3F [名 称] 株式会社イーステムコミュニケーションズ
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は移住予定者等の相談者からの電話による問合せを一元的に受け付けるコールセンター運營業務を委託するものである。</p> <p>本業務は移住予定者等の相談者からの電話による問合せが急増したことに伴い、急遽必要となった委託業務であり、市内に事業所を有する事業者でなければ履行の確保は困難である。</p> <p>そのため本案件は、競争入札によらずに見積合せにて競争を行う方法で執行するものとし、見積合せを行った結果、上記事業者の見積額が最も安価であった。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年6月23日
契 約 金 額	4, 4 5 2, 8 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	121
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 情報政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 0 (直通)
契 約 案 件 名	電算帳票後処理機保守業務委託
案 件 の 概 要	納付書等電算帳票の製本や封入封緘等を行う電算帳票後処理機の保守業務を委託するもの。 (令和5年11月1日から令和10年10月31日までの5年間の長期継続契約)
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 鹿児島県鹿児島市高麗町19番10号 [名 称] 株式会社創電 南九州フィールドサポートグループ
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>当該機器は、上記事業者が導入及び設定を行ったものである。 当該機器の保守業務の履行に当たっては、機器の専門知識を有することや設定内容を十分に理解していることが必要不可欠である。 また、本業務を仮に他の事業者へ委託した場合、機器の不具合が生じ、行政事務に支障が出るおそれが高く、その際の責任の所在も不明確となる。</p> <p>以上の理由により、当該機器の導入及び設定を実施した上記事業者でなければ、本業務の適切かつ確実な対応が期待できないことから、同事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年6月23日
契 約 金 額	9,622,800円

令和5年度 随意契約理由書

番号	122
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 福祉部 福祉課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 0 9 6 3 (直通)
契 約 案 件 名	都城市低所得世帯等に対する物価高騰重点支援給付金業務委託
案 件 の 概 要	低所得世帯等に対する物価高騰重点支援給付金事務に係る業務委託を行うもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都品川区西五反田八丁目9番5号 [名 称] 株式会社フルキャスト
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務の履行に当たっては、適切かつ確実な業務を行うことはもとより、迅速な対応を行うことが必要である。(業務の特殊性等)</p> <p>しかし、それらの要件を満たす事業者は、本市の競争入札参加資格者名簿に登載されていないため、競争入札に代え、当該3者での見積合せを行うことにより決定することとし、見積合せを行った結果、上記事業者の見積額が最も安価であった。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年6月23日
契 約 金 額	12,178,331円

令和5年度 随意契約理由書

番号	123
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 文化財課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 7 (直通)
契 約 案 件 名	市内出土古人骨復顔模型 (FRP成形品) 作成業務委託
案 件 の 概 要	古墳時代の人骨頭骸骨から当時の人の顔を復元する復顔模型作成業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都世田谷区鎌田 1 - 1 1 - 1 1 サンク二子玉川ビル [名 称] 株式会社 サンク・アール
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、遺跡の発掘調査で見つかった出土品などを活用して市内の歴史を紹介する保存活用整備事業で行う、古墳時代の復顔模型作成を行う業務である。</p> <p>本業務の履行にあたっては、人骨レプリカから古代人の顔を復元する過程において、形質人類学の専門家の監修の下、文化財の模型製作を行った経験のある熟練した専門的職員を有していることが必要である。</p> <p>しかし、それらの要件を満たす事業者は九州管内にはなく、本市の競争入札参加資格者名簿に登録されている事業者は1者のみである。</p> <p>そこで、受注事業者については、競争入札に代え、当該2者での見積合せを行うことにより決定することとし、見積合せを行った結果、上記事業者の見積額が最も安価であった。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年6月23日
契 約 金 額	1, 0 3 4, 0 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	124
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 農政部 農村整備課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 9 8 1 (直通)
契 約 案 件 名	郡元雨水幹線能力評価検討業務委託
案 件 の 概 要	郡元の雨水幹線の流下能力の余裕量を確認し、農用地の雨水を想定した受入可能量、面積を整理し評価、検討するもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市大字本郷南方3584番地1 [名 称] 株式会社 日水コン 宮崎事務所
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当</p> <p>令和4年9月18日の台風14号により、大淀川が過去最高の水位まで上昇し、市内各地で甚大な被害を受けた。大淀川沿いでは多くの浸水被害が発生し、令和4年度に雨水管理総合計画が再検証された。</p> <p>これにより、川東地区の浸水対策が急務であることから、上流地域である郡元地区の農業用排水の排水計画を早急に検討する必要がある。</p> <p>上記事業者は令和4年度の雨水管理総合計画 雨水管理方針策定業務委託の受注者であり、本市の状況及び本業務の内容を熟知していることから経費の削減、工期の短縮を図れ、早急な対応が可能となる。</p> <p>そのため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により上記事業者と随意契約を行うものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年6月26日
契 約 金 額	2,420,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	125
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 生涯学習課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 0 9 6 2 (直 通)
契 約 案 件 名	都城市立図書館 自動制御機器バッテリー及び熱量演算計交換修繕
案 件 の 概 要	図書館空調設備の自動制御機器のバッテリー及び熱量演算計を交換・修繕するもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡県福岡市博多区堅粕三丁目14番7号 [名 称] 日本空調サービス株式会社 九州支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本修繕は、都城市立図書館（以下「本図書館」という。）の空調設備の自動制御機器に使用されているバッテリー及び熱量演算計が経年し不具合が発生したために交換を行うものである。</p> <p>本図書館は、中心市街地内に位置する教育施設として、年間約360日開館するとともに、午前9時から午後9時まで長時間開館していることから、空調機能の不具合による利用者への影響、クレームの発生等が想定される。</p> <p>上記事業者は、現在、本図書館の空気調和機の保守点検業務を受託しており、同設備の運転状況や部品劣化等の把握に熟知している。</p> <p>仮に他の事業者が本修繕を施工した場合、保守点検事業者と修繕事業者が混在することになり、保守点検事業者である上記事業者は本修繕の内容の詳細を把握できないため、同設備に故障が生じたときに速やかな対応が行えず、施設利用に多大な影響を来す可能性があり、その責任の所在も不明確となる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年6月26日
契 約 金 額	979,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	126
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 生涯学習課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 0 9 6 2 (直通)
契 約 案 件 名	都城市立図書館 自動制御機器 電動二方弁交換修繕
案 件 の 概 要	図書館空調設備の自動制御機器 電動二方弁を交換・修繕するもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡県福岡市博多区堅粕三丁目14番7号 [名 称] 日本空調サービス株式会社 九州支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本修繕は、都城市立図書館（以下「本図書館」という。）の空調設備の自動制御機器 電動二方弁に不具合が発生しているため、部品交換、調整等を行うものである。</p> <p>本図書館は、中心市街地内に位置する教育施設として、年間約360日開館するとともに、午前9時から午後9時まで長時間開館していることから、空調機能の不具合による利用者への影響、クレームの発生等が想定される。</p> <p>上記事業者は、現在、本図書館の空気調和機の保守点検業務を受託しており、同設備の運転状況や部品劣化等の把握に熟知している。</p> <p>仮に他の事業者が本修繕を施工した場合、保守点検事業者と修繕事業者が混在することになり、保守点検事業者である上記事業者は本修繕の内容の詳細を把握できないため、同設備に故障が生じたときに速やかな対応が行えず、施設利用に多大な影響を来す可能性があり、その責任の所在も不明確となる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年6月26日
契 約 金 額	880,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	127
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 総合政策部 国スポ・障スポ準備課 [電 話 番 号] 0986-23-2696 (直通)
契 約 案 件 名	デジタル技術を活用したスポーツ人口拡大事業実施のためのD i g S p o r t s利用契約
案 件 の 概 要	デジタル田園都市国家構想交付金の対象事業として実施する「デジタル技術を活用したスポーツ人口拡大事業」を実施するためにD i g S p o r t sを利用するもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡市中央区赤坂1-16-10 [名 称] 株式会社電通九州
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本事業は、子ども等がスポーツを始めるきっかけをつくるため、デジタル田園都市国家構想交付金の対象事業として、デジタル技術を活用したD i g S p o r t sを利用して実施するものである。 D i g S p o r t sは利用者の動きを3次元センサー、モニター、独自のAI（測定・分析プログラム）で構成されるシステムで、上記事業者のグループ企業である株式会社電通国際情報サービスが開発した、唯一のものである。 また、九州でD i g S p o r t sを導入する場合、株式会社電通国際情報サービスのグループ企業である上記事業者が唯一の販売代理店となる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和5年6月27日
契 約 金 額	653,400円

令和5年度 随意契約理由書

番号	128
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 環境森林部 森林保全課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 5 2 (直 通)
契 約 案 件 名	令和5年度 森林保険
案 件 の 概 要	持続的な森林経営を進めるため、8つの災害（火災・風害・水害・雪害・干害・凍害・潮害・噴火災）を補償する唯一の「森林保険」に継続加入するもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 神奈川県川崎市幸区堀川町66-2 興和川崎西口ビル [名 称] 国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林保険センター
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>森林に対する保険は、森林災害に対するセーフティネットとしての重要な役割を果たしているが、民間の損害保険会社を取り扱っているのは森林火災保険のみであり、気象災（風害・水害・雪害・干害・凍害・潮害）や噴火災までを対象としている保険は森林保険（旧森林国営保険）のみである。</p> <p>本市で特に考慮すべき森林災害は風水害であることから、今後、民間の損害保険会社が気象災までを取り扱うまでは、森林保険しか選択肢がなく、契約の性質が競争に適さないため、当該保険を取り扱っている上記法人と随意契約するものである。</p> <p>なお、本保険は森林国営保険として国が実施してきたもので、平成27年4月から森林保険として、国立研究開発法人森林総合研究所（森林保険センター）に移管され、平成29年4月からは国立研究開発法人森林研究・整備機構森林保険センターに名称が変更されたものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年6月27日
契 約 金 額	6, 5 8 1, 2 4 7 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	129
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 情報政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 0 (直 通)
契 約 案 件 名	ディタッチャー及びドライシーラー賃貸借
案 件 の 概 要	帳票の裁断やハガキの圧着を行うディタッチャー及びドライシーラーの賃貸借を行うもの。 (令和5年12月1日から令和10年11月30日までの5年間の長期継続契約)
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 【 賃 貸 人 】 福 岡 県 福 岡 市 中 央 区 天 神 一 丁 目 1 0 番 2 0 号 【 販 売 人 】 福 岡 県 福 岡 市 博 多 区 博 多 駅 前 四 丁 目 4 番 1 5 号 [名 称] 【 賃 貸 人 】 N E C キ ャ ピ タ ル ソ リ ュ ー シ ョ ン 株 式 会 社 九 州 支 店 【 販 売 人 】 株 式 会 社 ジ ェ イ エ ス キ ュ ー ブ 第 七 営 業 本 部
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>当該機器の調達においては、一般的に機器の賃貸借契約のみならず、当該機器の保守契約についても併せて行うため、仮に機器の賃貸借のみを先に競争入札に付し、その後保守契約を締結すれば、保守料について競争が働かなくなり、市に不利な条件で保守契約を締結しなければならないおそれがある。</p> <p>このような状況を回避し、総合的な価格において有利な調達を図るため、機器の賃料及び保守料の合計金額の見積書の提出による競争を行った結果、上記業者の見積額が最も安価であったため、同事業者と随意契約するものである。</p> <p>また、当該機器の導入はリース契約の方法で行うため、株式会社ジェイエスキューブ第七営業本部が賃貸債務の履行業者としてあらかじめ指定していた、NECキャピタルソリューション株式会社 九州支店を含む3者間で賃貸借契約を締結するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年6月28日
契 約 金 額	3, 9 6 9, 5 0 4 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	130
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 情報政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 0 (直通)
契 約 案 件 名	ディタッチャー及びドライシーラー保守業務委託
案 件 の 概 要	帳票の裁断やハガキの圧着を行うディタッチャー及びドライシーラーの保守業務委託を行うもの。 (令和5年12月1日から令和10年11月30日までの5年間の長期継続契約)
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡県福岡市博多区博多駅前四丁目4番15号 [名 称] 株式会社ジェイエスキューブ 第七営業本部
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 当該機器の調達においては、一般的に機器の賃貸借契約のみならず、当該機器の保守契約についても併せて行うため、仮に機器の賃貸借のみを先に競争入札に付し、その後保守契約を締結すれば、保守料について競争が働かなくなり、市に不利な条件で保守契約を締結しなければならないおそれがある。 このような状況を回避し、総合的な価格において有利な調達を図るため、機器の賃料及び保守料の合計金額の見積書の提出による競争を行った結果、上記業者の見積額が最も安価であったため、同事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和5年6月28日
契 約 金 額	1, 7 4 2, 4 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	131
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 山田産業建設課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 6 4 - 1 1 1 3 (直通)
契 約 案 件 名	令和5年災 第1号 樋ノ口地区災害測量設計業務委託
案 件 の 概 要	梅雨前線豪雨による農地災害復旧工事のための測量設計業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市一万城町41号5番 [名 称] 株式会社 松川測量設計
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当</p> <p>本件は、梅雨前線豪雨により被災した農地の災害復旧を行うための測量設計業務を委託するものである。</p> <p>被災箇所は渡司川沿いの農地（田）であり、豪雨により畦畔が崩壊した後に水田に張られた水が流れ出し、延長17m程法面が崩壊した。河川との高低差が10m程度で勾配が急であるため、人による測量は非常に危険である。</p> <p>また、今後の雨により被害が拡大する恐れが非常に高いことから、至急業務に着手し、降雨対策を行う必要がある。</p> <p>このことから、安全かつ早急に業務を行うためには、ドローンによる測量の必要がある。</p> <p>上記業者は、ドローンによる写真測量の実績もあり、災害復旧事業における測量設計業務についても精通している。</p> <p>以上の理由により早急な対応が可能で、本業務を適切に履行可能な上記業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年6月28日
契 約 金 額	715,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	132
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 環境森林部 森林保全課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 5 2 (直 通)
契 約 案 件 名	森林境界明確化事業 航空レーザ測量外業務委託
案 件 の 概 要	森林境界明確化事業に伴う航空レーザ測量、森林解析、森林境界明確化及び事業実施計画書作成の業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市広島二丁目10番20号 [名 称] 株式会社パスコ 宮崎支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、中郷地区の森林（地籍調査未実施地区）の境界を明確化するため、森林境界保全図素図（境界案）及び事業実施計画書等の作成を行う業務である。</p> <p>本業務の履行に当たっては、関連業務の実績に基づく専門的知識やノウハウを踏まえたアドバイス、提言等、高い企画力・提案力が必要であるため、公募型プロポーザル方式により選定を行うこととした。</p> <p>本プロポーザルは、令和5年4月28日に実施要領等を公告し、その結果2者から応募があり、参加資格審査を経て、当該2者による企画提案書に基づく書類審査を6月8日に実施した。</p> <p>書類審査では、あらかじめ規定された評価項目に基づき価格審査及び企画審査を行い、審査の結果、上記事業者を優先交渉者として選定した。</p> <p>以上の理由により、本プロポーザルの優先交渉者である上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年6月28日
契 約 金 額	44,660,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	133
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 総合政策部 国スポ・障スポ準備課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 9 6 (直通)
契 約 案 件 名	社会資本整備総合交付金事業 山之口運動公園外土木工事建設資材市場 価格調査業務委託
案 件 の 概 要	特殊建設資材の市場価格調査業務を委託するもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡県福岡市博多区博多駅南一丁目8番6号 [名 称] 太洋エンジニアリング株式会社 福岡支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、特殊建設資材の市場価格を調査するものであり、適切に履行するためには、同業務の実績があり、精通している必要がある。</p> <p>本市の競争入札参加資格者名簿に、それらの要件を満たす事業者が3者登録されていたため、参考見積書の提出を依頼したところ、2者から対応不可能と辞退届が提出され、対応可能と参考見積書の提出があったのは上記事業者のみであった。</p> <p>このため、本市の競争入札参加資格者名簿に記載されていないものの九州内に本社または支店等があり、九州内での同業務の実績を有している2者へも参考見積書の提出を依頼したが、対応不可能と辞退届が提出された。</p> <p>以上の理由から、唯一本業務を履行できる上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年6月30日
契 約 金 額	3, 2 2 3, 0 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	134
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 高崎産業建設課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 6 2 - 1 1 1 3 (直通)
契 約 案 件 名	農業水路等長寿命化・防災減災事業 山仁田地区 水路トンネル工事
案 件 の 概 要	被災した谷川用水路トンネルを復旧するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市郡元町2924番地 [名 称] 株式会社 東興建設
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本工事は、令和4年7月豪雨により被災した谷川用水路トンネルの復旧工事である。</p> <p>現在、稲の作付が出来ない状態であるため、早急な水路復旧を行い用水を確保することが急務となっており、令和5年6月に指名競争入札を行ったところ不落となった。</p> <p>来期の稲の作付けが始まる令和6年5月下旬までに復旧するためには、全体で8ヶ月を要する復旧工事期間を考慮すると、再度の競争入札及び見積合せによる競争に付する時間がない。</p> <p>上記事業者は、当水路トンネル工事の下流側で県営事業割付地区で工事を受注しており、当該地区周辺の地形も把握していることと、事業の特性等にも精通しており、早急な対応が可能とのことであった。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約をするものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年6月30日
契 約 金 額	43,505,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	135
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] ふるさと産業推進局 ふるさと産業推進局 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 9 3 (直通)
契 約 案 件 名	6次化等商品開発共創事業業務委託
案 件 の 概 要	6次産業化の取組みを行う市内の農家、農業法人等を対象に、現在の市場の動向に沿った魅力ある商品開発を実現するため、オリジナル商品の開発（以下「完成」という。）を、受注者および協力者の経験・知見に基づき個別アドバイスを実施するもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都杉並区西荻南2-6-5 [名 称] 一般社団法人 買いたくなるいいもの研究所
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、首都圏へ販路を拡大するため、6次産業化の取組みを行う市内の農家、農業法人等を対象に、本市を代表するようなオリジナル商品を創造することを目的とした個別アドバイス及び完成した商品のテストマーケティングを実施するものである。</p> <p>本業務の実施に当たっては、本事業において開発した各商品の特性を十分に理解していること、また、マーケットインを重視した首都圏販路や消費者に精通していることに加え、単にオリジナル商品を創造するだけでなく、信頼される品質を確保するために必要な食品加工技術及び品質管理基準も踏まえ対応できることが必要不可欠である。</p> <p>その点、上記事業者は昨年度より本事業に携わっており、各商品特性を熟知している。また、首都圏販路や消費者に精通しているだけでなく、品質管理にも定評がある。</p> <p>以上の理由により、本業務の適切かつ効率的な履行が可能な上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年6月30日
契 約 金 額	3,960,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	136
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 商工政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 9 8 3 (直通)
契 約 案 件 名	都城市ウエルネス交流プラザ舞台諸幕交換修繕
案 件 の 概 要	ウエルネス交流プラザの舞台諸幕に関し、交換及び調整等の修繕を行うもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 三重県津市雲出長常町1129番地11 [名 称] カヤバCS株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本修繕は、ウエルネス交流プラザ(以下「交流プラザ」という。)舞台諸幕交換、調整等を行うものである。</p> <p>交流プラザの舞台諸幕は、消防法第8条の3の規定に基づく防災対象物品については、消防法施行令第4条の3及び消防法施行規則第4条の3の規定により、防災性能の基準が定められているが、経年劣化による防災性能低下のため、交換が必要である。</p> <p>上記事業者は、現在ウエルネス交流プラザの舞台諸幕の保守点検業務を受託している。仮に他の事業者が本修繕を実施した場合、保守点検事業者と修繕事業者が混在することになり、保守点検事業者である上記事業者は本修繕の内容の詳細を把握できないため、舞台諸幕に障害が生じたときに速やかな対応が行えず、施設利用に多大な影響を来す可能性があり、その責任の所在も不明確となる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年6月30日
契 約 金 額	8, 1 9 5, 0 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	137
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 文化財課 [電 話 番 号] 2 3 - 9 5 4 7 (直 通)
契 約 案 件 名	都城歴史資料館公衆無線LANアクセスポイント構築業務委託
案 件 の 概 要	都城歴史資料館収蔵資料をデジタル化し、公開活用を図るデジタルミュージアムを推進するため、都城歴史資料館に光回線を敷設し、無線LANアクセスポイントを設置し、来館者の利便性を向上させるもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市中町1街区7号 [名 称] BTV株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、デジタルミュージアム推進事業の一環として、都城歴史資料館に光回線を敷設し、無線LANアクセスポイントを設置することで来館者のWi-Fi利用が可能になり、資料館の展示内容をより充実させ、来館者の利便性を向上させるものである。</p> <p>また、事業を実施するにあたり、現在展示中の資料のデジタルアーカイブ化も現地で実施可能となる。</p> <p>上記業者は、既に都城歴史資料館に業務用の光回線を敷設している業者である。仮に、他の事業者無線LANアクセスポイント設置業務を委託した場合、光回線敷設事業者が2者存在することとなり、回線等に異常が発生した場合、原因究明と修繕の対応に遅れが出る可能性があり、業務に支障が出る恐れがある。</p> <p>このことから、既に都城歴史資料館に光回線を敷設している同一業者に委託する必要がある。</p> <p>以上の理由から、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年6月30日
契 約 金 額	1,430,000円